



097196-000-0

特9-610

島左近 (佐和山外伝)

松月堂 魯山/口演

M44

DBS-1009





◎吉田奈良丸講演

◎竹園丸山平次郎速記

# 大和櫻義士の面影

## 第一編目次

- (一) 間 重次郎(忠孝貞三巻終)
- (二) 赤穂 新城築の巻
- (三) 淺野内匠頭(殿中の忍辱)
- (四) 不破 數右衛門の赤心
- (五) 孝子迷ひの印籠
- (六) 堀部安兵衛(吉良邸御者)
- (七) 大石内蔵助(船の遊興)
- (八) 大石内蔵助(山村閑居)
- (九) 智者の一失奮損の掛軸
- (一〇) 神崎 興五郎(前巻終)

- (一一) 外 片山 萬藏の苦心
- (一二) 大 高 源 吾 竹 實 の 條
- (一三) 天 野 屋 利 兵 衛 の 義 俠
- (一四) 南 部 坂 雪 の 別 れ

日本一の趣味ある義士傳を指して何にか求めむ、日本一の吉田奈良丸氏がその曲節の美  
妙、聲音の優雅、能く義士の眞想を發揮せる浪花節の講演は、普く全國到る所にて大喝采を博し  
あり、其日本一の奈良丸氏が日本一の趣味ある義士傳の講演を速記せるもの即ち本誌なり、今や  
刻成る、滿天下好浪家諸君の御愛讀を冀ふ。

菊版 頗美木  
特價金五拾錢  
郵送料金八錢

## 發行所

大阪市南區心齋橋筋東町北へ入  
電話南一七八(番) (發售大阪一〇三六番)  
大阪市南區心齋橋筋北へ入  
電話南一〇七(番) (發售大阪一〇三五番)  
大阪市東區北久本町心齋橋東へ入  
電話東二一八七(番) (發售大阪二九九一番)

此大 淵村 欽英  
本 淵村 欽英  
業 業 業  
館 堂 堂



此村欽英堂發行小書目

◎ 櫻川酒井左衛門 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 櫻川榎原小平太 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 櫻川井伊兵部少輔 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 櫻川本多平八郎 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 忠勇奴の源内 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 法拳骨和尙 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 名器物外和尙 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 養後の物外和尙 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 大若五郎左衛門 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 大岩武勇傳 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 豪傑明智光若丸 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 敵討富士太郎 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 明石姉弟の仇討 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 花菱笠おし雪 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 花園家騒動 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 豪傑金澤八郎 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 豪傑金澤義政 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 仇討青柳お梅 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 敵討大安寺堤 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 千代田松平外記 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 豪傑柳生六郎 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 豪傑高倉小金丸 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 明智の猿飛齋藤利之助 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 明智の猿飛丸山秀國 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 明智の猿飛三羽の猿吉村義明 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 探偵S巻美人 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 探偵杉田文學士 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>	◎ 探偵園井警視總監 <small>神田伯龍撰 丸山平次郎演</small>
--	--	---	--	---	--	---	--	--	--	--	---	--	---	--	---	---	---	---	--	---	--	---	--	--	---	--	---







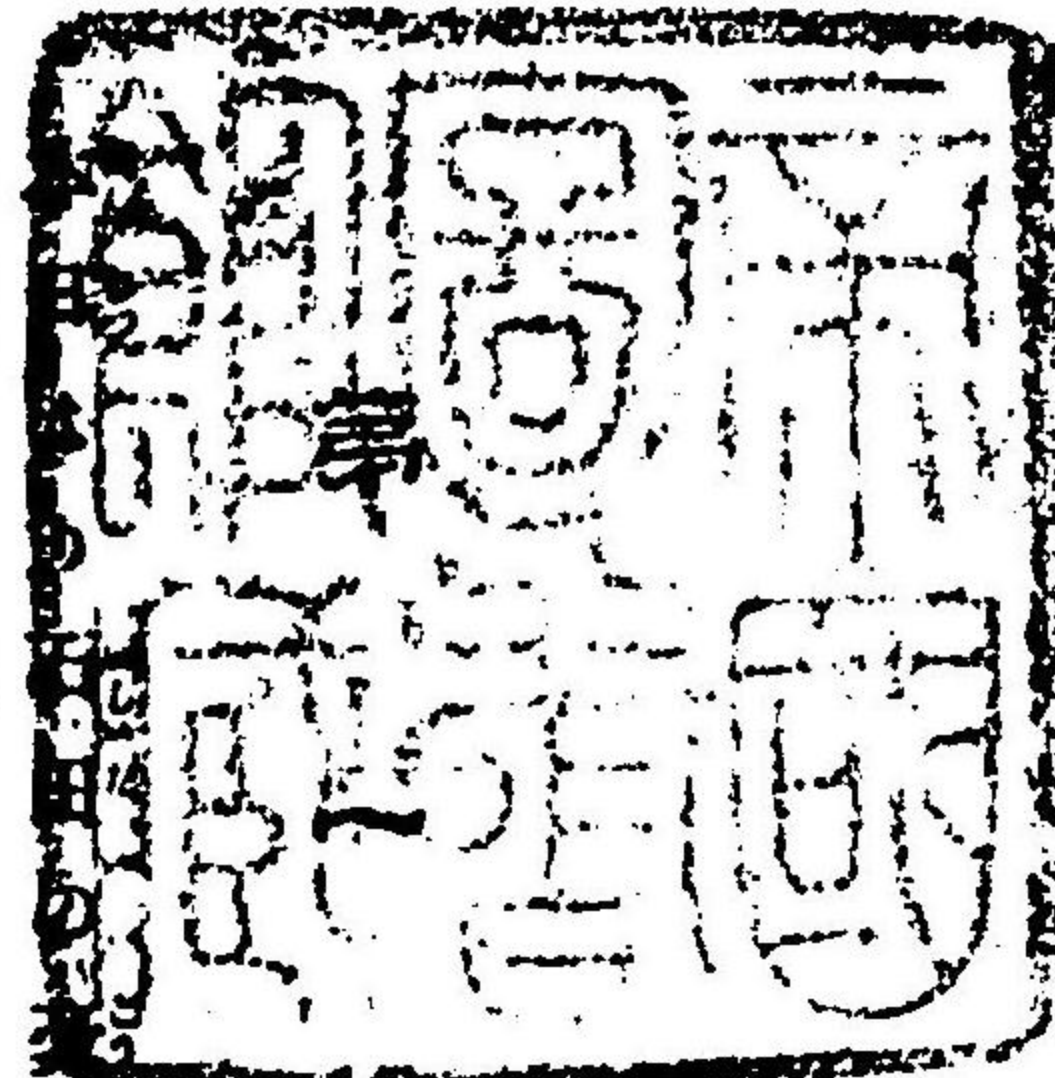
特  
610

近 左 島

外 佐和山  
島

左

近



席

吉松 月堂 魯山口 演  
田松 茵速 記

44. 9. 12

人<sup>ニ</sup>が<sup>生</sup>立<sup>立</sup>より<sup>申</sup>し<sup>あ</sup>げ<sup>て</sup>を<sup>り</sup>ま<sup>し</sup>て<sup>は</sup>、<sup>大</sup>變<sup>な</sup>冊<sup>數</sup>に<sup>相</sup>成<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>  
す<sup>か</sup>ら、<sup>筒</sup>井<sup>順</sup>慶<sup>評</sup>定<sup>の</sup>席<sup>より</sup>始<sup>む</sup>る<sup>事</sup>に<sup>致</sup>し<sup>ま</sup>す、<sup>い</sup>づ<sup>れ</sup>も  
枝<sup>葉</sup>の<sup>所</sup>は<sup>な</sup>る<sup>べ</sup>く<sup>省</sup>き<sup>ま</sup>し<sup>て</sup>、<sup>面</sup>白<sup>い</sup>所<sup>計</sup>り<sup>を</sup>一<sup>本</sup>筋<sup>に</sup>申<sup>し</sup>  
あ<sup>げ</sup>る<sup>積</sup>で<sup>ご</sup>さ<sup>い</sup>ま<sup>す</sup>、<sup>ど</sup>う<sup>か</sup>左<sup>様</sup>御<sup>承</sup>知<sup>の</sup>程<sup>を</sup>願<sup>つ</sup>て<sup>お</sup>き<sup>ま</sup>  
す<sup>る</sup>……、<sup>さ</sup>て<sup>天</sup>正<sup>十</sup>年<sup>六</sup>月<sup>明</sup>智<sup>日</sup>向<sup>守</sup>光<sup>秀</sup>は、<sup>將</sup>軍<sup>職</sup>に<sup>拜</sup>任<sup>を</sup>  
を<sup>致</sup>し<sup>ま</sup>し<sup>た</sup>、<sup>が</sup>ま<sup>だ</sup>天<sup>正</sup>十<sup>年</sup>六<sup>月</sup>明<sup>智</sup>日<sup>向</sup>守<sup>光</sup>秀<sup>は</sup>、<sup>將</sup>軍<sup>職</sup>に<sup>拜</sup>任<sup>を</sup>  
を<sup>致</sup>し<sup>ま</sup>し<sup>た</sup>、<sup>が</sup>ま<sup>だ</sup>天<sup>正</sup>十<sup>年</sup>六<sup>月</sup>明<sup>智</sup>日<sup>向</sup>守<sup>光</sup>秀<sup>は</sup>、<sup>將</sup>軍<sup>職</sup>に<sup>拜</sup>任<sup>を</sup>



島 左 近

下が光秀の手に歸した譯でない、西國毛利征伐にいつてをる羽  
柴筑前守秀吉が、主君信長公の怨敵と攻上つてくる、それと分  
目の軍をしなければ相成らぬ、即ち山崎合戦をしなければ相  
りませぬから、光秀の心中なか、忙しい、そこで光秀はつく  
く、思ふやう、先づ江州も大半治つた、依て尾張美濃越前の  
勢が上浴いたしたならば、長濱、佐和山にてこれを防げば足る  
されども今日に至るまで一人にても攻て上るものはない所を見  
ると、この方は安心である、また柴田はこの節上杉景勝と對陣  
の由であるから、これも急に上浴の事はあるまい、また三七信  
孝、丹羽長秀は、四國征伐として大阪にあるが、今に沙汰のな  
いは尼ヶ崎の七兵衛信澄を憚るからであらう、これもまづ安心  
大和の筒井順慶、年來の懸志であれば、少しも恐ろしくはない  
また細川興市郎忠興は婿であるから、我が子も同様、併した  
心憎きは、羽柴筑前である、天下平定の邪魔をなすべきものは

島 左 近

この羽柴筑前、必ず主人の怨敵と視つてくるに相違ない、だが  
これとても先立つて、藤田を下して毛利家へ通達しておいたか  
ら、定めて西國にて滅ぶであらうと思ふが、もし又遁るゝ路あ  
つて馳上つたならば、かねて定めおきたる伏兵を以て、これを  
殺すであらう、然らばまづ天下も大方に定まる譯だ、とほくそ  
笑してをりましたが、兎も角信孝と長秀を討たなければ相なら  
ぬと、その謀計を思ひ出した、そこでまづ尼ヶ崎にをりまする  
織田信澄の許へ使者を遣はして、「斯様々々なし給ふやう」と  
申し送つた、この信澄といふのは信長の弟信行の長男でござい  
ますが、信行信長のために殺されたに依て、信澄常にこれを憤  
つてゐる、これを知つてゐるから光秀、能と婿にしたのでござ  
います、それから又細川忠興の許へ、筑前守を討つべき謀計を  
申し遣はした、といふのは忠興の夫人は光秀の娘お玉でござい  
ます、天正二年正月十七日信長の命に依て結納を済した、この



時夫人は十一才、忠興は十二才である、而して同六年即ち夫人十五才忠興十六才の時に結婚をした、この夫人後秀林院と申しかの慶長五年七月、關ヶ原役の起る前に、大阪玉造の細川邸内か最期を遂げた、その際十才の女子と八才の男子とを手づから害せられた後、自らも自害したので、今日までも女子の鑑となつてられた有名な女でございますが、さういふ關係から光秀は忠興の許へ申し遣はしたのでございます、所が忠興並に父の兵部大輔藤孝、共に信長の恩顧をうけた人でございませうから、どうも光秀に加擔する譯にいかぬ、そこで忠興はや、久しく思案の後我が妻、即ちお玉夫人をよび忠興其方と相馴れそめてはや四年、互の心は知り給ふであらう、たゞ比州（光秀）が斯る不義を行はれ候を知らず願にて伴なひ候はん事、弓矢の神の照覽もはづかしい……といふので、夫人につき來つた一色宗右衛門久保田次郎左衛門、池田六兵衛を差添へて、丹後國三戸野とい

山里へ送り遣はし、離別したのでございませう、それから父の兵部大輔藤孝はやがて剃髪をして、玄旨と改めました、故人の義理堅い事威服の外はございませぬ……さてこゝに大和國郡山の城主、筒井陽舜坊法印順慶といふは、榮舜坊順昭の嫡子で天文十八年三月三日の誕生、今年三十四才でございませう、十二年以前即ち元龜二年十月二十五日、順慶法印光秀について信長公へ降参し、大和の本領を安堵した、それから又松永久秀が滅びました後、順慶大和國を平均に拜領したる事、全く光秀の推舉によるといふので、順慶常に光秀と親しみ厚きこと漆膠の如くでございませう、されば光秀に於ては、筒井順慶は二心あるまい」と深く頼んだから、「この度右大臣どの父子御自害ありしにより、光秀はからず將軍に補せられ候、さては右大臣どのの政事を改め申すべく候に就ては、大和國の外和泉紀伊二ヶ國の進退を任せ奉る」と申し送つたのでございませう、この使者



をうけし順慶は大いに喜んだ順慶は、大和の外に和泉、紀伊の二ヶ國を賜はるとな、辱けな、急ぎ使者に面會して、万事申し合すであらう」といひ捨て、己に立いでんとした、この時、「あいや我が君、暫らく、御前暫らく……」と左右より止めたものがある、これ予誰人、本講演の主人公島左近友之、今一人は松倉右近勝重、共に筒井が家老でございませう……。

第二席

筒井の三老臣と申して、第一が島左近友之、今年四十三才で、一万石を領してゐる、二人の子があつて長男新吉政勝、次男を新助友勝といふ、その旗下には、柳本、巨勢、戒重、萩原、櫻井、生駒なんといふ猛者がをります、何れも縁五千石を食んでをる人々でございませう、第二は松倉右近勝重と申し、元は筒井

の一族であつた、七千石を領してゐる、今年天正十年は六十一才、嫡子豊後守重政といひ、次男は十左衛門重宗といつた、この旗下には、五條左馬助、二見雅樂助、河原城大學、石上采女、布留織部など、何れも三千石を食んでゐる、第三は縁五千石を頂戴した森志麻守好之といふ人でありますから、これは去年二月二十九日六十三才にて没しました、それ故嫡子の継殿助好高といふのが跡を継いだが、七千石を領してをります、即ち以上の三人を、筒井の三老臣と申しますが、筒井家のみならず諸大名の間にもその名を轟かせてをりますのは、島左近友之でございませう……さて筒井順慶が使者に面會せんとて立たうとする所を左右より、引とめました島左近、松倉右近の二人左近あいや御前……右近我が君暫らく……順慶左近、右近、何といたした左近、今度明智、右大臣ごのに迫つて、御腹めさせ候事は、大逆無道の儀にございませう、誰かこれを許しませうや、然るに朝廷



島 左 近

よりそのお咎めなく、却つて將軍に補し給ふこと、全く光秀を褒美し給ふ事にはなく、たゞ京中の亂暴を鎮めさせおき、羽柴筑前守、丹羽五郎左衛門並に織田どの、御子信雄信孝、さては當家など、義兵を起し給はん日をまち給ふところを畏れまする、然るに明智に御一味候はん事は、實にもつて勿体なうございませぬ」と謀めた、順慶これをきいて順慶それは誠にさることなれども、順慶が大和一國を領する事は、光秀が推舉による事であれば、この恩を酬はずしては協ふまい」といふ、この時中西小次郎とて、十七才の小性が側に控わてをりましたが、キツとなつて小次郎老臣、これ程分明に候道理に、老臣達の迷はれ候事、近頃氣の毒に存じまする」といふ言葉の意味が二人には通じなかつたから、島、松倉は赫と怒つた左近「この小冠者めが、何をいふぞ、我等しきにはへ分ちかねる大難義の評定であるぞ、控わつ」と叱つた、カラ／＼と打笑ふた、中西小次郎、小次郎

島 左 近

ばこそおかしく候と申すのでござります、まアお聞き候へ、大和國は光秀が推舉にて候ふべけれども、大和を賜ひ候人は信長公にございませぬや、いかに光秀申し候とも、信長公の御心に當お家を頼母しく思召さすば、國主となし給ふまじく存じます、されば光秀推舉の恩より信長公のこの國を君に授け給ひし恩こそ重くございませぬ、それを彼是と惑ひ給ふ事の、餘りに愚しくとこの小冠者は思ふのでございませぬ」と通曉れなる一言に、主従は實にもと感服をした、いかにも推舉の恩より授與の恩が厚いといふので、一同の評定はこゝに決着いたしてしまひました、順慶法印は大いに歎息して順慶實にも今の一言、春日大明神小次郎が胸間に分いらせ給ふて、告げ示し給ふ所と相覺わたり、早々羽柴筑前守と一同に、明智を討つべきであるが、併しまだ筑前守の消息相解らぬ、さればなまじひなる事を仕出して、禍を招かん事は、謀計の宜しきとも思はれぬ、如何致さ



島 左 近

うな「いはれたから松倉、島計ひけるやう左近「まづ明智へは、一味同心たるべき由を申され、八幡邊までうちいで、事の様に子を窺ひ申され申すやう、もし筑前守、高松表を埒あけて、上洛するに相違ございませねば、その時早く使をたて、裏切をせられ申すやう」これぞ有名な洞ヶ峠の日和見でございする、その謀計も島左近から出たものでございす、これをきいて順慶法印「順慶實にもこれこそ百戦百勝の道理である、それでは早々返答をいたそう」こゝろあつて、光秀の方へは早々出張して筑前守を喰ひ申すべし由を返答した、さうして五千餘騎を引つれて、山城國綴喜郡八幡山崎ヶ峠に陣をとる事になつたのでございす、が順慶はまた年若き人にてございす、思慮が浅いから、ともすれば光秀に加擔する方が得策だと思ふた、といふのは順慶法印は、日頃光秀が弓矢のとりやうをば見なれ聞なれてをりまする、殊に光秀は今旭日の昇るが如き勢はひ、國は

島 左 近

近江、丹波を併せ得て、その旗本には虎の如き龍の如き熊の如き虎の如き猛者が數多集つてゐる、またその身は清和院天皇の嫡流美濃源氏の總領、しかのみならず、今は朝廷より將軍に補し給ふて、旗を京都になびかせている、だからこの人が天下を知るべき人であらうと思ふのは、更に無理ならぬ所でございす、又光秀から和泉、紀伊の二國を興へるといふ、この二國を合すれば五十四万石の地でございす、大和を加ふれば百万石になる、筒井の繁昌、子孫のための計事には、これ程結構な事は無い、又更に天下の様子を見るに、織田信長の二男信雄は尾州滑州の城主として、百餘万石を領してをるけれども、その生れつき柔弱にいたして決斷がない、その家老の星崎長門守は氣隨の田舎侍だから、固より天下を治むる器ではない、次に織田の三男信男は、濃州岐阜の城主で、五十餘万石の力はあるけれども智略に乏しいから、いづれも明智に向ふて勝負を争ふべ



島 左 近

誰かその下知について天下を争ふべき、次に柴田修理進は自身  
 の勇に誇つて、いつも真先をかゝるを以て心としてをる、  
 されば人の猛きを妬み人の功をさみす、かくては多くの大名を  
 進退して、四海泰平の政事を施すべき器量はない、また瀧川左  
 近、丹波五郎衛門は、何れも心は小にいたして識量少い、人の  
 下にたつて力を争ふ事はできやうが、人の上として周施の機發  
 を専らに仕難い、たい心憎きは羽柴筑前守である、かう思つた  
 のでございまする……

第三席

併て順慶の心中で、明智光秀と羽柴筑前守を較べて見るといふ  
 と、光秀とは前申したやうな關係があるし、今昇天の勢ひであ

島 左 近

る、秀吉の方は今西國にあつて、毛利と弓矢をとる真最中、信  
 長がかく相なりますれば、秀吉が爲には百万の加勢を失つたと  
 いふてもよい、これに反し毛利の方では、百万の援兵を得たも  
 同然である、されば合戦の勝敗はいふまでもない、今日か明日  
 には筑前守、毛利がために討つてあらう、万々一秀吉西國に  
 て討れずとも、よきもの多く討せてその身計り通れくるであら  
 う、さすれば播州も秀吉が心の儘になし難いから、何とて足な  
 がく都まで、切て登らうや、かくて一兩月過ぎ中には、明智光  
 秀の都に住して、四方を切り定める、その中には味方に加はる  
 大名も多くなるから、秀吉いかに焦つても最早やだめだ、順慶  
 法印は豫てからかう思ひ定めてをる、そこで島左近に向ひ順慶  
 予は斯様々々に思ひをる事である、それを只今俄かに、光秀と  
 手切をいたしたなれば、忽ちに討手差むくるであらう、これ  
 を防ぐのは誠に容易ならぬことである、よく計ひくれい



島 左 近

といつた、これを聞いて二人は互ひに顔を見合せたが、兩人の  
 心中は一致してをります、筒井家を安泰ならしむには、どうし  
 ても日和見をやらねば相ならぬ、依て島左近は又苦りきつて諫  
 めた左近仰せの趣きは一理あるに似てをりますけれども、草は  
 めた左近仰せの趣きは一理あるに似てをりますけれども、草は  
 風にのべ伏し、水は低きに流るゝものでございませぬ、天下誰  
 人もか順をすてゝ逆に従ひ申しませうや、織田どのいかに悪逆無  
 道にましますとも、正しく主君にござりまする、光秀何ほど軍  
 略に長じ、智計すぐれたりとも、逆臣の名は遁れ難ふございま  
 する、大戦冠よりこの方、累代忠臣のお家なるを、忽ち悪逆合  
 体の與力あらん事は、春日大明神の眼慮誠に恐れいつたる事に  
 ございませぬ、さりながら只今眼前の難をのがれ候はんために  
 ございませぬ、假に一味の返事をなさる、かつ病に事をよ  
 せて、使者には御面會これありませぬ、所がかくいよてを  
 所へ、かねて左近が下してゐた西國の間者が走歸つてきた間者

島 左 近

申しあげます、筑前守備中高松の城を攻落さんとして、堤を築  
 いて谷川を堰入れました程に、城中に水のぼつて難儀いたして  
 をりました所毛利三家後援として出陣致し筑前と二三里の間に  
 對陣いたしましたしてございませぬ、左近うむ成程間者が毛利三家  
 は大勢でございませぬ、信長の後援を氣遣ふて、かるく  
 しくは戦ひを挑みませぬ、然るに六月三日にはや本能寺の注進  
 がござりました、然るに筑前守はこれを隠して、急に三家と和  
 睦を約束いたし、六日に高松の城を落し、和睦とよのふと直ち  
 に、信長公生害の由を毛利につげしらせ、七日の曉天にはや高  
 松表を出發いたしましたしてございませぬ、と注進をした、左近は  
 これをきいて驚いた左近なに筑前守、高松表を發足致したとな  
 らば最早筑前守切て上ること遠くはあるまい……いよのはその  
 管でございませぬ、姫路から備中高松まで二十一里餘、姫路から



島 左 近

大阪までが二十四里、大阪から京までが十一里の道程でござい  
ますから、値か四五日の間に上つてこられる左近西國の大國た  
る毛利さへ事故なく切從へて上る筑前守である、筑前もし切て  
上るならば、山崎の天王山こそ大事の軍場である……、あいや  
御前、當方は八幡山洞ヶ峠に、後陣を据られて然るべく存じま  
する、必定期智と羽柴とはこの山を中にして合戦ありませう、  
誰にてもあれ、山を早く越したる方こそ勝利を得る事と存じま  
すれば、その時いづれへむけても、洞ヶ峠より切ていで、勝ち  
たらん方へお従ひあつて然るべく存じまする」と日和見の計略  
を述べたから、諸侍大將諸物頭は、いづれも「この義最も  
然るべく存じまする」と左近の言葉に同意をした、順慶法印も  
左近の言葉に背く事はできぬから順慶左近、よきに計へ」とあ  
つて、その日の評議はさてやみました、これは丁度六月八日の  
事とございます……、お話變り此方京都の方では日向守光秀、

島 左 近

筒井が返答通しとまつてをりまする所へ、使者が立歸つてきた  
使者申しあげます、順慶法印不快にて風を疾む間、面會はいた  
さず候へども、羽柴筑前守切り上り候はい、定めて山崎より天  
王山を、大事の軍場と心得て押上るでございませう、然らば大  
和國の諸侍申しあはせ、八幡へ出張いたすでございませう、依  
ては憚り多き申し條には候へども、天王山より此方へは、いか  
なる筑前守にも候へ、一足も進ませ申すまじくとの返答にござ  
いまする」いふのをきいた光秀は、大いに不審の眉を蹙の光秀  
これ程の大事に、幾日に出張と確かに申しこさぬは、第一に疑  
はしい、思ふに島、松倉の兩人が、運を兩端にかけ、順慶にす  
ゝめて使者に面會を拒んだものであらう、千丈の堤もありの一  
穴より崩るゝ世の習ひ、油断は相ならぬ、その實を探りしつて  
また謀計もあるであらう……、やア溝尾庄兵衛庄兵衛、光秀そ  
の方筒井へ使者にまいれ庄兵衛ハ、委細承りました」そこで溝



第四席

尾庄兵衛、郡山なる筒井家へ使者にまいりましたが、この庄兵衛はかねて順慶とは懸意の間柄でございませぬ、それ故病床たりとも苦しからじといはれ、必定呼いれて面會するであらう、よくく様子を見定め来るべしとあつて、出立させたのでございませぬ……。

郡山にては京より重ねて、溝尾庄兵衛を使者にたのむ由聞きましたから、謀事こそあれと、早速島左近、松倉の兩名は、順慶が前に立いでまして左近御前、この溝尾庄兵衛がくる由にございませぬ、これは年來の御懸意なり、御面會なくては叶ひませぬ、順慶うむ左近それについて拙者が存じつきたる計策のございませぬ、新様々々に願ひたく存じます、順慶うむ、委細心得た

といふので万事打合せておきました、その翌日に相なつて、明智よりの使者……」と觸込みました、併しその事は前日から相解つてをりやすから、順慶には俄かに大病のやうに見せかけ、夜衣を七八つ取よせて、順慶にうち着せました、さうして小性どもに左右の袖を押へさせ左近御前、左近がまいりまするまでは、この夜着をとり給ひまするな」と堅く申しおいて、さて島松倉は、溝尾庄兵衛に對面をいたしました、庄兵衛に於ては光秀が懸志を述べたる後、庄兵衛末子を入質として進上申し候間、早々御出京、万事御異見に預りたく存じます、さて御病氣の由に承はりをりませぬが、年來お目にかけられませんでしたこの庄兵衛にござりませぬ、御平臥の御体なんの苦しうございませぬ、罷り通りお小性衆の列にて、お目にかかりたく存じます」と申しおいた、島、松倉の二人は「委細承りました、その由申しあげるのでございませう」といふので、奥の一間へはいつた、固よ



島 左 近

り堅く示し合せてある事でございますが、謀計は密なるをもつて善しとす、順慶法印に内意を示し合せておいて、應て溝尾庄兵衛を興へ伴ひました、庄兵衛一目見るより驚いた、驚くのも道理、土さへさくる夏の日の、暑中といへども取分きて今年は暑いと人もいふ水無月十日の眞昼ころ、總身熱氣甚だしく、汗を流して見へながら「順慶」あら寒や、あらたね難なや、いかなれば斯様にはするぞ」といひながら、夜衣五つ六つ引擔ぎ「順慶」そのつまより風のいるを強く押へよ、小性せも……」といふより外は、うよとうめく計りにて正体もない、庄兵衛もこの体のみて呆れはてた庄兵衛「左近どの、御主人斯の如く在しませば、何事を申しいる」とも、定かに御挨拶もありませぬ、この上は各々よく御分別あつて、羽柴筑前が上洛を、八幡山崎の邊にて、キツと御喰とめ然るべく存じまする、もしまた御病氣少しく平癒に候は、早く上京いたされ候様、お取扱ひ申されたる

島 左 近

ござる、但し御人数出張の事は、今明日の中に入幡まで違ひなく、罷りいでられ候やう、頼みいりまする、御人質の義は順慶どの御快氣の上、御送りあるべく存じまする「いよのをきいて島、松倉一同は「この旨は我等兩人、お請け申してございますれば、更に違變はいたしませぬ」と答へた、庄兵衛は早速の回答に大いに喜び、庄兵衛「兩家老衆の御口状たのもしく存じまする、さらばお約束の通り、早くた計ひ下さるやう、仰せに従ひ人質は、一まづ京都へ同道いたし、追て進じ候やう計ひ申すでござらう」といふので、庄兵衛座をたつて書院を立いでた、所がみるどいふと、中門の廊の邊には、侍多く居こぼれて、旗取いたし招きをさばき、或は竿をきらせ、只今にも打たつ氣色でございます、また廊の方を見渡せば、馬丁は馬七八十匹を引たて、洗ひつ飼ひつ、杵をうち、これら今や鞍をたくかと思受けられましたから、庄兵衛心の中に感稱し、何さま筒井は閉ゆる弓取



島 左 近

である、今といつて今かく計り出陣の支度整ふは、日頃の作法正しき故と相しられた」と思ふてをりまする所へ、島、松倉の兩人立いでました左近のいや庄兵衛どの、今宵はと申したう存じまするが、只今より打たつものにござりますれば、万事合期いたしませぬ、またせめて、御馬一匹進上申したくて、見定めました所、これ又もの前にて人々惜みまする、何卒これをもつて、京にて御引いれ下さいまするやう」といつて黄金二十兩を贈りました、庄兵衛は兩人の懇志を喜んで、早々歸京いたしました、光秀へありし次第を詳しく物語りに及びました、それ故光秀も更に疑はぬ、順慶快氣して上洛するを、今かくと待たへてをりました……此方は郡山にては、島、松倉の兩人、やれと早々奥にいり、順慶に着せたる夜着を取のけた左近御前、さぞかし苦しく思召されたでございませう、されども溝尾庄兵衛はこれを眞實と信じて、罷り歸りましてございませうから

島 左 近

はや明智に些しも氣遣ひはございませぬ、羽柴の先手は、崑陽野伊丹瀬川にはやついたことでござりませう拙者は年若く候へば、早々罷り向ふて、筑前守によく申しいる、でございませう……松倉どの其許は出張の人数を揃へ候へ右近ハッ承つた左近御前、御免と座をたつた、順慶法印は心更に一決いたしましたぬが、手足に等しき兩家老の計ひでございませうから、これを否む譯になりませぬ、併し兎に角溝尾庄兵衛に約した事もあるから順慶「ヤア、者共、ともに角にも山州八幡の鳩ヶ峰まで出張なし、軍の運に任せるであらう、さらは手分をせよ」と命令を下した、そこで十市、越智、箸尾のものをば郡山の留守居に残し、松倉、森を先陣といたした、さうして大旗小旗三十餘流を松の嵐に吹なびかせ、八幡をさして打たちました……

第五席



島 左 近

郡山からは歌姫を越して、二里たらずで山城國相樂といふ所に  
まいります、相樂から祝園、高木、田邊をへて、天神の森から  
鳩ヶ峯なる洞ヶ峠といふ所は八幡山の南十八丁餘の所で、山城  
國河内の境にある、觀應の昔赤松勢が陣をとつた所、また八幡  
合戦の時は、宰相中將義詮朝臣が陣所となつた所でございま  
さて筒井の同勢は二万餘騎洞ヶ峠に陣をとりました、この由  
早々京都に聞かれましたから、光秀は大いに喜んだ、使者をもつ  
て「御病氣御快復、その地まで御出張の條過分至極、大慶これ  
にすぎず候、御人數をばその邊に陣をとらせ給ひ、順慶には早  
々御上京侍り候」といふ趣きをいはせ、酒肴を贈つた、そこ  
で松倉右近は使者に面會をして右近御懇の仰せ、順慶事快よき  
方にはござりまするが、兎角逆上強く、眩暈さし起つて、なか  
くの出陣思ひもよりませぬが、なれども我々堅く約束仕つ

島 左 近

た事にございますれば、これまで出張仕りました、尤も旗、馬  
印は順慶にてござりまするが、内實は郡山の城外なる片山里に  
隠れゐて、養生をいたしをりまする、あな長こ、人に洩し給ひ  
まするな」と聲をひそめて打語つた、餘事でございまするが、  
この片山里といつたのは、郡山より南に當つた筒井村でござい  
ます、順慶はこゝに別荘を構へて、常にこゝに住していた、さ  
うして軍の暇には唯識論を講じ、且神道を學び、或は茶事を  
樂しんだ、筒井づゝ筒井の底の清水の影、むすぶ手多き今日の  
曉雲と歌に詠みました位、順慶法印こゝの清水を愛して、筒井  
と名づけた、順慶もなかの風流の道に達してをります……  
さて前に戻つて光秀の使者は、その旨を申し心得てはせ歸り、光  
秀にかくとつけた、流石は光秀眉をひそめました「はてさては  
家老どもが、事を兩端にかけて、軍を試むる方便であるか……  
とはや悟りしりました、事なれば、西國より筑前守が切上るよし



島 左 近

時々刻々に注進ありまするにより、筒井が事はその儘に手出し  
 をしなかつた、光秀の心中では、「勝負をしたならば、汝れ忽  
 ちに成敗してくれん」といふので、まづ山崎へいで向ふべき手  
 分をこそは急ぎました……さてお話し一轉して、結左近におきま  
 しては、かねて思ひし如く羽柴筑前守に尼ヶ崎に馳せついで、  
 諸將と共に、京都へ攻め上る手配最中ときよ、洞ヶ峠よりドン  
 一人の通参僧がたつてゐる、左近に向ふて「僧モシ、馬上の  
 客人、殊の外に急ぎ給ふと見うけますが、定めて羽柴筑前守の  
 陣へ向ふお方とみえますが、御目か」といふ、左近は何心なく左近  
 御僧は八卦にても見らるゝか、いかにも羽柴が陣へまいる、僧  
 左様でござらう、併し筑前守どののは、軍令殊の外に嚴重でござ  
 る、客人の如くいかめしく馬にのりたる人を見れば、忽ちに誅  
 せられますから、早く馬をすて、徒歩にて赴きなされ、あしき

島 左 近

事は申さぬ左近成程、御注意千萬辱けな、して御僧は何人に  
 とざるや、僧ハッ、ハ、お怪みあるな、やがてしれるでござ  
 らうから、まづ恩僧が申す如くなしてゆきなされ」といひすて  
 らそのまゝい、さきへわかれていつて了ふた、左近は不審に思  
 ひながら、「兎もあれかの僧の言葉に従をう」と、馬を農家に  
 預けておいて、九日の夜にいり尼ヶ崎に到着いたしました、  
 後にて思ひ合すれば、この僧こそ筑前守秀吉であつた、抜目の  
 ない大将かなど、左近も舌をまいて驚いた相にございます、  
 それに後物語、さて左近は左近筒井順慶が名代島左近参上、  
 と申し、いれました、すると淺野彌兵衛が立いで、彌兵衛何事にて  
 ござる、淺野彌兵衛承はるでござらう」といふ、その時左近の  
 口上が旨い左近「この度右大臣どの御父子御生害の條、申すに言  
 葉もござりませぬ、就ては主人順慶、右府の御恩を蒙り候こと  
 世のもつてしる所にござりますれば、神速に京都へ切上り、逆



臣を誅罰仕るべきにござりまするが、折節所勞に苦められ、起居も思ひのまゝに相なりませぬ、それ故やむをわす家臣等を八幡洞ヶ峠まで差出し、御旗をまつて御下知に従ふべき旨、申し合めてござりまする、然るに西國の義御堀あき、こゝまで御出張の條目出たき御事にござりまする」と言葉よどまず述べた、これを書いて淺野彌兵衛彌兵衛御口上確と承はりました、暫らく御まじ候へ」と早々その由洩さす秀吉公へ披露に及びました、筑前守はその口上をきいて、からくとうち笑ひ秀吉順慶事は明智と斷金の交りなれば、いかで拙者をまつて京都に切り上るべき、然るに今日まで七八日の間、人数を洞ヶ峠にだし、日和をみていたる處、諸將の体たらく、將軍宣下のありしに恐れ、急々弔ひ合戦すべきとも見われない、兎角する程に光秀、畿内を取鎮めなんも計られずと思ひの外、拙者毛利にうち勝ちて、今日此處に着陣とさくや、使者をさしたすこと、全く順慶法印が

第六席

心ではない、これはその使者に來つた左近の取計ひと、よくに相知つた、されども大敵光秀の眼前にあるを打すて、枝葉の筒井順慶に向ふべきでない、ともあれ、その左近めに面會いたすから、これへよべい」と仰せになつた、そこで左近を筑前守のまへに呼出しました、左近座席へ進み、邊りを見ますれば歴々の面々、數多居並んでをりまする、されども物に動せぬ島左近、ちツルも騒がず驚かず、淺野に申したその通りを、少しも洩さす言上をした、左近愈々長刀拜領の一席でござりまする……。

中々この使者は難しい仕事でござります、それゆへ尤も左近が出發するまへに、誰をやらう彼をやらうと評定になつた、順慶法印一座のうちを見廻したが、これと思しき人はない、順慶左近



島 左 近

誰や彼やと選ぶに及ばぬ、この使者は左近が向はでは叶ふまい  
とあつたから、満座のものも一同に、「御意の通り大事のお使者  
にござります、並々のももの勤まるべき業にござりませぬ、御  
大儀ながら左近どの」と名指した、そこで左近は馬引よせてヒ  
ラリと打乗り、鞭をあげて尾ヶ崎へと下つたのでござりますが  
こんな評定のあつた事から、日和見の計略をしてゐる事は、秀  
吉公さうの昔に知ぬいてゐる、それ故秀吉公は左近の口上をき  
いて、ニツコさうち笑ひ秀吉「洞ヶ峠まで出陣のこと、まづもつ  
て祝着の至りである、そもく順慶御房の所勢いかなる様子で  
あるや、昨日も茶をば聞き食したと確かにしつたが、併しそれ  
も元の黙阿彌であつたが、それまでには聞届けぬ、然るに左近  
が口上にては、具足もきられぬ容態と相見ゆる、がとまれ加勢  
の事は、路次にて一戦の上、京入り先の陣と心得るがよからう  
万事は左近よく計ひ候へ」と仰有つた、左近の器量を見ぬいた

島 左 近

一言でございます、秀吉「それこれをとらす」とあつて銀の蛭巻  
したる白柄の小長刀を、自らとつて左近に賜つた、左近これを  
押戴いて、ツと立上つたが、東に向ふて長刀を水車に廻しつゝ  
左近「適晴れうち物や、これをもつて御先仕つり、涯分の功をな  
て申すでござりませう」と申しあげた、秀吉公は快よげにうち  
笑ひ給ひ秀吉「筒井にはたしき侍かな、何方にむけても一國の大  
將軍ぢや、精をだし候へ」と仰せになつた左近「承りましたござ  
います、御免候へ」と御前を退いて引返ししましたが、これぞ  
左近が秀吉にいられた最初でござります、さて愈々お話は進  
んで、山崎の合戦となりました、島、松倉の兩家老は、洞ヶ峠  
にあつて、軍の注進をまつてをります、天王山にて明智方  
の猛將松田太郎左衛門討死し、山崎にては伊勢與三郎討れ、羽  
柴方が次第に勝利と見ゆる由、斥候のものより櫛の齒をひくが  
如くの注進でござります、そこで島、松倉の兩大將は洞ヶ峠



島 左 近

を下つて、八幡の山下に陣をとり、郡山へ早馬をたて、順慶  
 入道の出馬を促した、順慶入道も今は光秀に敵對せんければ  
 らぬと、早速出陣の用意、順慶に於ては、累代相傳の旗をさ、  
 せ、金の分銅の大馬印を押して、黒糸絨の鎧に黄金作り正宗の太  
 刀を佩き、梅鉢の四半をもつて諸手の合印をいたしました、  
 一万餘騎を三手にわけ、一番に小田切宮内少輔春次、小泉四郎  
 左衛門秀元、森總殿助、二番に飯田三郎四郎直宗、井戸十郎國  
 次、三番に松倉小三郎勝重、橋原六右衛門、これ等を宗徒の侍  
 として、明智日向守光秀が本陣を切つて掛りました、所が  
 明智方に於ては、豫てより筒井が心を疑ふてをりましたから、  
 齋藤大八郎利次、柴田源左衛門、兩名、手勢を引つれて堤の蔭  
 に埋伏してをつた、さうして今や筒井が勢をやり過しておいて  
 鐵砲をうちかけた、その烟の下から鎗をいれ、右へ突たて左へ  
 切りかけ、おめき叫んでかけ散りました事ゆへ、筒井方小田切、

島 左 近

小泉、森が三千餘騎、たつあしもなく切りまくられ、散々に崩  
 れたつた、されども筒井は大勢なり、飯田、井戸は心得たりと  
 いふまに、関を作つてきつて掛ると、齋藤、柴田は聲々に、「  
 武士道しろぬ犬侍、うつて日頃の遺恨をはらす、續け」と  
 下知しつゝ、烈しき軍に、大和武士若干たれて敗軍をする、  
 齋藤、柴田は思ひのまゝにうち勝つて、暫し芝生に居並んで息  
 つぎをりましたが、斯る折から松倉、島が陣より、すぐりに揮  
 つた三千餘騎、潮の満つるがごとくに押よせた、柴田、齋藤の  
 勢は、最初より幾度となき掛合に、二ヶ所三ヶ所薄手いた手を  
 負はぬものはございませぬ、處へ荒手の大勢がよせたのでござ  
 いますから、ものゝしやといふまゝに、直に打ち打ち戦ふたの  
 でございします、實は疲れた勢でございします、手の下に三四  
 十騎は討れてしまふた、齋藤、柴田が身とても、鐵石にござい  
 ませぬから、左右に別れて息をついでをると、飯田と井戸とは



島 左 近

譲てより柴田をうたんと、七百餘騎にて一待せもせず攻つた  
 柴田も今はこれまでなりと、切死にして死なばやと思ひ定めて  
 飯田と井戸を左右にうけ、静かに馬を歩ませた、齋藤大八郎は  
 遙かにこれを見つけて、「あれ、柴田を討せては叶はぬわい」  
 と鞭に鐘を合せてよせ近づき、鋒先より火をだしてぞ戦ふた、  
 さてこの柴田源左衛門といふは、聞へたる鎧の名人でござい  
 ます、真先にたつて手の下に、七八人を突よせ、扇面開いてう  
 ち遣ひ、事もなげに見えまする所へ、誰が射ましたか、流矢一  
 つとび来て、柴田が肩へハツシとたつた、痛手でございます  
 から鎧をすて、太刀を抜かざすと、井戸の陣を目がけてきつて  
 いった、井戸が傍らにありたる真壁與九郎は、「よき敵御参な  
 れ」と長刀を以てはねかけばやと進み来る、これを見たる柴田  
 源左衛門源左あら笑止の大和侍かな、その方如きの長刀にかけ  
 らるゝ柴田にあらず、罪つくりなりと思へども、戦場なれば詮

島 左 近

方もない、西へむいて念佛申せ」といふまゝに、真壁が右手の  
 腕をたい一打に打落した、真壁は手を負ひ、たじろぐ所を切よ  
 せて、首をかよんとする所へ、敵二人鎧にて左右より突掛つた  
 源左衛門は見むきもせず右に拂ひ左に切倒し、尙も進んで憚り  
 てゐた……。

第七席

島 左 近

筒井方の井戸十郎はこれを見て十郎天晴れの勇士や、萬夫不當  
 とはこれなんぬり、これを討んは情けない、どうにかして落し  
 てやりたいものだ」と思ひましたなれども、柴田は更にひく様  
 子もない、殊に大勢に取圍まれ、すでに危く相見えた、その所  
 へ源左衛門が嫡子忠藏が助けにきた、尙その上に彼方此方より  
 郎黨七八人よりあふて、源左衛門に力を合せましたこと故、源



島 左 近

左衛門は益々たけり狂ふて切廻つた、つひに井戸が勢を散々に切なびきて、柴田父子主従は一緒になつて息をついでゐた、此方はまた明智方の齋藤大八郎、飯田が勢の中にきつていり、當るを幸ひにきりすてなげすて、生命を限りに狂ひ廻りましたこと故、飯田が手のものは四方へパツと打散され、結句あたりはひろく、ときり開かれて敵もない、大八郎これを見て大八郎やア敵の奴原、齋藤大八郎餘りに疲れたり、花々しき軍してこゝに生命をすてるであらう、誰にてもうちよせて我等が首をとれや」と呼はつてカラ／＼とうち笑ふた、併し筒井が手のもの多けれど、柴田、齋藤に切たてられて、本陣さして引退く、その不甲斐なるを順慶キツとみて順慶やア者共、敵はたゞ二人ぞ狂しとも何程の事があらう、大勢の中に引包み、うつてとれいと下知をした、應へ答へて筒井が旗本より、松倉小三郎勝重采配をとつて荒手をすゝめた、その中に檜原六右衛門は、真先に

島 左 近

かけぬけて、齋藤、柴田を目にかけて鎧をつけた、大八郎利次はこれを眺めて大八「悪くき檜原六右衛門、いで汝をうつて死出三途の道しるべにいたさう」といふまゝに、好む所の四尺八寸谷山鍛冶の鍛へたる大太刀を打ふり、當るを幸ひにきつて廻る或は袈裟がけ腰車、真向梨割片手討、敵をば多くうちとりましたが、我が郎黨も皆うたれて、今は早や乳母夫の中西茂太夫只一人、手負ながらも續いてゐた茂太やア殿、何とて左様に狂ひたまふや、柴田どのもすてにうたれ給ひました、今はかくとこそ見ね候」といふに大八郎「大八む、いしくもいつたり、さらば敵の氣色を見よ茂太ハツ」茂太夫のび上つて見渡す所を、一うち首うち落し、その首を手で掲げてたつたりける、こは茂太夫を敵の手にかけまいといふので、その首をうつたのでございします、さて大八郎はその首をさげて、半町計り立しのびました、これはいかにもして大和勢が明智方の首をとつて、實



島 左 近

檢のため旗本へ向ふとみする謀計でございまする、而して首尾  
 よく旗本に近づいたならば、順慶法印に飛かゝつて、刺し違へ  
 んものをとよゆので大八郎は、八方に眼を配つてすゝんでいつ  
 た、處が筒井の先手の侍大將の島左近は、遙かにこれを見つ  
 て左近、あれは正しく齋藤大八郎、何とて大和勢の中を忍び  
 ゆくのであらう、さてはこれ必定、大將に近づきて事をなさん  
 する計略と相見わた、明智方にてこの兄弟ばかり心剛に身も健  
 かになるはあるまじきぞ、さるにても旗本の面々、心もつかで  
 あれまでいれつる不覺さよ、さりさて松倉右近が大將の旗本、  
 心元なしとてひきたりしを不思議に思ふてゐたが、こゝに心の  
 ついたのであるか、何にもせよ油断はならぬ」と齋藤が跡につ  
 いて慕ひいつた、がこれは順慶法印が先手の勢が伏勢にあふて  
 くづれたと聞くより、それは齋藤兄弟のうち柴田源左衛門で  
 あらうから、大勢の中にひき包んでうつて了へ、もし討洩しな

島 左 近

ならば、旗本の勢をすかしておびきよせるであらう、必ず我等  
 を目にかけて本陣へ紛れいるべきぞ、と巳に用心してをつた事  
 ございますから、かくまでやすく、といれたたのでございま  
 する、それ故大八郎は難なく大勢の中を忍び通り、大將の床几  
 と僅かに弓杖七八段計りになりましたから大八「やれ嬉しやな、  
 只一打に順慶法印を討殺し、この日頃不實をなし、怨を返さん  
 事、今この時ぞ」といよく、氣を鎮め、さげたる首を取直し、  
 亂れたる髪をかきあげてをりまする折柄、後の方に聲高く左近、  
 それへまいるは齋藤大八郎、島左近を見忘れたか」といふより  
 早く、白柄の長刀をうちふり、かけ倒さんと進みよつた、大八  
 郎キツと見かへつて大八「人違へばし給ふな、これは大和の齋  
 藤よ、明智方の齋藤と一体分身、利益は同じき夜及薩垂、死出  
 の山路のさびしさも、御達と共に語りあい、こしなば憂きも忘  
 れ草、いざまいらう」と拜みうちに、持たる首を投つけた、昔



の戦争は面白い、名乗りをするにも美文になつてゐる、さて首を投つけたから左近は、長刀を取直し、首をハタと拂ひすて、はや近々と詰よせた、大八郎は太刀をうちふり、拂ひ切りにと差よつてきましたから、左近は早くもこれをしり、「さては彼奴、手許近くよつて組まんと計るものであらう、組んでは勝負危い」と思い定めました事ゆへ、たい長刀をとり、千變万化で開いてかけんとなし、又はかけて返して一強にと、千變万化秘術を盡して戦ひました、さる程に大八郎がうつ太刀筋、次第々々に亂れまじたら、左近は得たりと踏こみ、かけましたあやまたず大八郎が右の腕をした、かにかうつた、うたれて少しひるむ處を付いつて、遂にこれを薙倒し、押へて首をかいてしまつた、いたまじや大八郎生年二十五才、器量といひ、武藝といひ、多く世にありがたき武士と、敵も味方もおしなべて感せぬものこそございませぬ……。

第八席

さても明智方にては齋藤、柴田討死して、伏勢いづれも散々に相なりましたから、今は筒井勢を支わんとするものもない、追つめ、うつつ程に淀川に馳ついた、そこで順慶法印は島、松倉を使者として、只今討とつたる明智方の侍大將、齊藤大八郎、柴田源左衛門が首に、雑兵の首六百餘を、羽柴筑前守の本陣へ遣はして、合戦の證據として差だした、筑前守はこれをきいて島、松倉をよび近け、秀吉順慶法印病氣全快いたされ出陣のよし目出たく存する、その上合戦の次第承はり届けたるか、尙もつて走り廻り、油断なくかせがれたい、島、松倉二人の働きは拔群である、逆臣退治の上は、一廉褒美申し、沙汰いたすであらう、と兩人は金銀を多く賜はりました、これをきいてあるもの



島 左 近

が ○「あはれこの兩人がなかつたなれば、順慶法印た悪逆與力の汚名をとり、その身を亡すのみならず、その家をたやすべきであつた、かしこ島、松倉が胸間へ、春日大明神わけいり給ふて、筒井の家をたてしのみならず、大和國を安堵しつるとはさても不思議なことよ」と話をした、すると傍らのものが△「いや、さうでない、洞ヶ峠に日を過し、山崎の軍を見物してをつた處、堀尾と堀が松田をうつて天王山を取り、中川兄弟が伊勢與三郎を討つたときや否、山崎の山下へおし下し、明智に向つて軍をしたのは、運を兩端にかけたのである」と罵りました、が、げに後の世までも、「日和見の筒井どの」といふ位運を兩端にかけたには相違ございませぬ、併しその謀計は島、松倉兩家老にいでたもので、この謀計あつた爲に筒井の家は潰れなかつた、家老は國の柱石といふ位、家老ほど大事なもの世にございすまいさて山崎天王山の一戦、遂に明智光秀は小

島 左 近

栗栖の里に於て、はかない最期をどげました、悪逆無二門、大道徹心源、五十五年夢、覺來歸一元、といふのはその折の辭世でございす、時、これは天正十年六月十四日、五十七才でございす、當時秀吉に對抗する程の英傑は、光秀より外にはありませぬ、謀叛人といふ汚名をうけましたが、それも事情已むをわなかつた事があるの、ございませう、詰り光秀の器量があまり人に勝れてをつたからで、その雄志大略は秀吉公とおなじ事、序でございすから、その一つ二つを申しあげますと弘治二年四月光秀は、美濃の齋藤義龍の許をさつて漂泊をした、その時越前の東江川を渡つた際に、大黒像を拾ふた「こりやよいもの、拾ふた、大黒は福の神ぢや」といふので大いに喜んで家に歸り、棚の上において朝夕これを敬拜してをつた、するとある人はこれをさいて、「さても目出たい福の神を迎へられたものかな、この福の神は即ち千人の司であるから、よく信



島 左 近

心をなされよ」といつた、所が光秀はこれをきいて大いに驚いた。「ナニ、さてはこの大黒ごのは千人の司でござるか假令福の神なりとも、尋常の凡夫にも千人の司をする人は多い侍の出世を願ふて、頼むべき神でない」といつて取すてもしまふたといふ話がある、また光秀が兵學に通じてをつたことは衆いもので朝倉義景に仕へてをうた時分に、義景が光秀にとふていふには昔は要害のため山をかたどり、城を築いたが、近代は鐵砲ができたから、いづれの所を居城にして然るべきや、委しく語りかせい」とあつた、光秀答へていふには、「御意の通り山に登り大銃をうちかくべく候故、要害より二十餘丁も外の山は、苦しからず候はんが、但し兵法に國を治め家を安じ人をうるなりとござります、また軍歌にも、人は城、人は石垣、人は堀、情は味方怨は大敵と申すこともござります、但し當國の義思案をめぐらし候に、るまじき事にござります、但し當國の義思案をめぐらし候に、

島 左 近

平城にしては北庄、山城ならば長泉寺、然るべき城地とみねまする」と答へた、すると義景「加賀にてはいかやうの所がある光秀」左様にござります、加賀にてはいかなる勝地がある光秀「左様、京都近邊には見及びませぬ、さりながら御縁者にて候攝津大坂の本願寺の寺内こそ、無双の城地と存じます」と答へた所が義景は馬鹿だから、「光秀は寺跡ばかりに心をいれたものかな」といつて笑つたが、光秀の眼も秀吉の眼も同じこと、本願寺の跡へ南面山不落城をたてたは、御存知の通りでございませ、總て英雄のみる所は、暗合眼符するもので、施薬院秀吉が秀吉に從ふて中國にをつた、そこへ本能寺の報があつたから、秀吉は秀成に眼を興へて歸京せしめた、所が秀成これを諾はな

い秀成是非共に君に從ふて上りたう存じます」といふ秀吉「いや、家のためにてある間必す上らるべし、道中用心の



島 左 近

「ために……」とて第一本を與へた後、秀吉も其方は仕合せの上  
 き人じや、この後天下をとるべきは、拙者と明智である、其方  
 は双方に挨拶がよいから、家のためには宜しいぞ……、さて明  
 智に傳言いたされたい、毎度合戦はいたすが、大將と直に太刀  
 打をいたした事はない、よつて二三日の中に馳上り、主の敵で  
 あれば、この度は直の太刀打にて勝負を決するであらう、と傳  
 へてくれ」とあつた、そこで秀成は、下鳥羽に陣をとつてゐる  
 光秀の所へいつて、秀吉の傳言を達したすると、光秀いふには「  
 其方は仕合せ者じや、なせかといへば、この後天下は拙者が筑  
 前がとるであらう、其方は誰にも挨拶がよいからな」と秀吉の  
 いふたのとおなじでございませう、秀成暇をつげると、光秀いや暫  
 らくまたたれよ、盃をさそう」とあつて、盃を取替し、光秀それでは  
 用心のためこれを贈らう、浴中騒がしいから……」と第一本  
 を贈つた、これも秀吉とおなじでございませう……」

第九席

島 左 近

また山崎天王山の役もそうでございませう、光秀まつ、天王山を  
 とるものは勝ん」といふて前夜半計りに、松田政近に命じ、光秀  
 その方案内者であれば、急ぎ天王山に登つて山崎を見下し、備  
 へをたてよ、さうして敵寄きたら、弓銃を打ちかけよ、さる程な  
 らば此方の勝利疑ひないぞ」と鳥銃三百挺、都合七百餘騎にて  
 天王山に攀登させた、處が秀吉の方でも、まつ天王山をとるも  
 のは勝たんといふて、掘尾吉晴、掘秀政をして、たなじく天王  
 山に上らせさせた、それが秀吉の方が早かつたので、松田は到頭討  
 死をしてしまひましたが、英雄のみる所は暗合してをります、  
 實に光秀といふ人は秀吉の好敵であつた、安土問答といふ有名  
 なお話でございませうが、當時秀吉の恐れていた男は光秀である



島

左

近

また光秀の恐れられてゐたのも秀吉で、山崎の一戦で遂に秀吉が勝  
 利をわました、徳川家康ごときものは固より眼中にごさいませ  
 ぬ、これは頼だ横道にそれました、さてお話一轉……、こゝに  
 齊藤内藏助利三が母方の従弟に、郷の意三といふものがござい  
 ます、先祖は越中国松倉郷に住んでゐた義弘といふことで、義  
 弘は五郎入道正宗の弟子でございますけれども、却つて師匠に  
 勝つたる作もあるといふので、世にもてはやす事大方でござい  
 ません、この義弘の子を義真といひ、弟子を則重、爲繼、爲次  
 といつた、然るに義弘何と思ふたか、わが子には假治の業を傳  
 へない、則重に皆傳しましたから、義真の子は假治を業としな  
 い、遂に信濃國更科郡戸部村に知邊のつてこゝに移り住し、郷  
 志津摩と名のつた、浪人体で世を送つてをりましたが、戦國と  
 いひ邊鄙といひ、刀劍の自利者もない、金具商人も稀でござい  
 ますから、志津摩が義弘の後といふをもつて、近邊の武士はい

島

左

近

ふに及ばず、有福の百姓なども、志津摩に見せて義弘の刀脇差  
 をかひ求むるものも多かつた、それ故次第々々に数重なつて、  
 志津摩が目利といふので持嫌しましたから、志津摩も心願つて  
 我が目にてよしといへば、大金を得ることも又難しくはあるま  
 い」と思ふ處から慾心が増長した、しかし色々工夫いたしま  
 すけれども義弘の作計り、さう澤山あらう筈がない、それ故尋  
 ねる人の意に應ずる品の少いのには、はとく、困じはてゝをりま  
 したが、よと思ひついたのは、「筑前鍛冶の中に、左文字一流  
 はよく義弘に似てをるから、左文字の弟子打影打などを、下  
 直にかひ求め、これに義弘の銘をきつて、これはわが家に持傳  
 へたものじや、といつて賣つてやらう」と悪い考ねを起したも  
 のでございます、そこでその通りして偽りうつた處が、誰しも  
 その子孫の事でございますから、正真であらうと思ひ、更に疑  
 念なく買とりました、それ故志津摩は思はぬ大金をわた、處が



島 左 近

愆に限りはない、一儲けしたのでやめてしまへば、それで宜し  
 いが、さうはいかぬものと見えて、愆に愆が重なり、遂には身  
 を亡すこととなる、志津摩はそれより似よりの刀に偽名をきつ  
 て、偽銘刀を賣ることを業といたしましたが、越中の侍に竹内源三兵衛と  
 摩は有福の身となりましたが、元は上杉房能の家人でありましたが、  
 いふものがございませ、元は上杉房能の家人でありましたが、  
 房能永正の六年三月家臣長尾為景のために、越後魚沼郡雨溝に  
 て生害ありましたから、その後浪人をいたしました、それより  
 他に仕官をしやうと思つたが、心の中に思ふやう、「よき主に  
 仕へんにはよき刀がなくては叶はぬ、今程よき刀といふは、義  
 弘、長光、兼氏、康光などであるけれども、さて孰れも容易く  
 は得難い、人の噂にきけば信州更科に、郷の志津摩といふもの  
 あり、義弘の子孫とて義弘の刀を多く所持してをるとか、尤も  
 義弘は世に多くないものを、いかにその子孫なればとて、多く

島 左 近

はあるまいと思ふが、人のいふが如くに澤山にあると相見わる  
 いかにもしてこのものと親しくなりたいものじや」と思ひまし  
 たから、信州へ立ちこけて更科近きあたりに假住居をした、それ  
 から志津摩と懇意のものに使つて、まづしり人と相なりまし  
 が、然るに同氣相求むる習ひ、源三兵衛が口にかせて、誰も  
 する人これも親しと語るをきいて、志津摩もこの人に親しくし  
 て、わが自作の腰刀を賣つてやらうものと思ひましたから、  
 日ならずして懇意に相なり、兄弟よりも睦まじく語あふ間柄とな  
 った、そこである日の事源三兵衛志津摩に語るやう源三抽者こ  
 と近江故主上杉家へ召返さる、事でござる、依ては越後へ罷り  
 こした、然るに上杉家に義弘の刀少いから、歸參の節よろし  
 き義弘の刀を贈煎申すべき由申しつけられました、さりながら  
 苦殿の料に求めらる、由にて、殊の外急がれ候についで、日  
 下部内記といふ近習頭にて目利者をさしこされました、が貴殿



第十席

御所持の御刀お譲りなされ候は、お取次申すでござらう、如何でござるな、いふのをきいて志津摩は心中大いに喜んだ志津成程所持の義弘も最早のこり少なくなりましたから、子孫に傳へ候はんと存じましたが、お大名のお道具になり候ことは、草深き處にうめおきまするより、實にその刀の心にとりまして、も出世にござります、惜しくは思ひまするがお譲り申させう、お取次下さるやう源三左様でござるか、然らば今日御持参候て、日下部内記に御面會なされ、その上刀の代など、御腹藏なく御相談下されたく存じまする、志津委細長りました、然らば後刻参上いたします源三、それではよろしく……源三兵衛は歸つて了つた、愈々これが騒動の基、島左近仇討決断の一條に相成りまする……。

さて志津摩は衣服を改めて、例の腰銘の義弘を携へ、竹内が假住居にやつてまいりました、さて案内を請よて座敷に通り、日下部内記に面會し、刀をだしますといふと、内記受とつて、篤と一見し内記いかに御重代と申せば、さもあるべき筈でござるが、金色と申し焼及銚句ひ、總て申し分なきお品でござる、いかにも若殿の御料に然るべくと存じます、さて代の義も、我々同士の取引に候ものは、黄金三十枚も仕るべく候へども、越後一國の太守の刀でござるから、黄金百枚にてお譲り然るべく存じます、但し拙者一人にて拾定と申すこともなりませぬ、今一人相役人がをります、それが一兩日の中に拙者と内談の義あつて罷りこしますゆへ、そのものへも見せ候へば、事決着次第、すぐ代もお渡し申します」といふ欺されると露しらす、志津「それは過分の首尾にござります、しからは宜しくお頼み申します」といひおいて、刀をば内記に預り、志津摩は家に



島 左 近

たち歸つた、その跡にて源三兵衛は、内記と横手をうつて大いに笑ふた、旨い事いつた、さしもの志津摩も、上杉の家臣に部下内記といふもの、實は無宿の伴九郎と届かぬ目利ぞはかなければ、仕合せよいく」と互ひにうち點頭き、拔足してかの伴九郎は偽義弘の一刀を知邊の百姓の許へ持参をした、みせるといふと寸は二尺三寸、賊に好む處なりといふので伴九郎を氣にいらしましたか。○「む、實に氣にいつた伴九郎どうぞお求めを願ひます。○それでは黄金五十枚に求めやう伴九郎黄金五十枚、結構でございます、それでは代金引換に……」

伴九郎お序に私へ一枚お駄賃を願ひます。○旨い事をいひをる、仕方がない、やらうそこから伴九郎は、都合五十一兩の金を握つてホク／＼もの、早々わが家へ立歸りました、此奴も一通りの奴でございませぬから、早速家財を取片づけて、立のくべき用意をばいたした所が此方は源三兵衛、まてと暮せと伴九郎が歸つてこないから

島 左 近

どうしたのであらうかと、伴九郎が家を探ねてみると、伴九郎は只今旅立の体でございすから、源三兵衛は大いにせきたつて源三いかに伴九郎、昨日の刀はどうか、代をば定めて受取つたであらう、約束の通り半分はわけ候へ」といふと伴九郎は伴九「オ、竹内さん、私は急用ができましたから、只今から甲州郡内へ赴きます、刀の代は一兩日の中に先方から貴方の方へむけて、持ってくるやうに談じてをきました、どうぞ先方からお受取り下さい源三さうか、いかにも尤もの申し分であるが、志津摩方から催促の時はどうも仕様がな、買主はだれか、その方同道して買主へ引合してくれ」といはれて伴九郎も今は仕方がない、伴九「さうでございすか、それでは買主へ同道しますからおいで下さい」といひながら諸共に庭にでると、その儘源三兵衛が肩先へ斬つてかゝつた源三奴、欺しをつたな、左心得たりと源三兵衛も板合せた、上段下段と斬あひましたが、何をいふ



島 左 近

ても源三兵衛は武士の果てございませうから、終に伴九郎を切ふ  
 せてしまつた、而して懐中の黄金を奪ひとり、どいめを刺して  
 何處ともなく逃さつてしまふた、處が後では大騒動、伴九郎が  
 最期の一聲近隣へ聞へましたから、何れも駆集つてこれを見る  
 に、對手は早や逃さつて了つて伴九郎は絆まされてゐる、こゝよ  
 そこよと狼狽して、まづ地頭所へ訴へいでました、源三兵衛  
 が何處へか逃さつて影もないので、この者がもしや伴九郎を斬  
 つて立のいたのではなからうかと、疑ひをかけたが、源三兵衛  
 も手掛がないから仕方ない、此方は志津摩、源三兵衛が立去  
 つて、跡をくらししたときと等しく、そのまゝ駆來つてみる  
 とその人がをらぬ、所が斬られたものをよく見れば、こは  
 不思議、一昨日の部下内記と名のつた男でございませうから驚いた  
 志津摩が刀を源三兵衛とこの伴九郎と二人して肝煎した事から

島 左 近

志津摩が刀の詮議に及んで、だん／＼と吟味をつめられたゆへ  
 志津摩が腰銘の事露顯に及んだ、さうして遂に住なれました戸  
 部村を追放せらるゝ事になつた、源三兵衛は人相書を以て尋ね  
 られる事となりましたが、到頭行方はしれず、伴九郎は斬られ  
 損となつてしまふた、さて此方は竹内源三兵衛、伴九郎をば  
 切殺して黄金を奪ひとり、戸部村を出奔いたして直に上方に上  
 り、和州に隠れてをりました、住居を定めんにも受人がない  
 から、そこ此處と流浪して暮していた、が坐して食へば山も空  
 し、その中に奪ひとつた黄金もいつしか遣ひなくし、今は一飯  
 にも飢ゆる身と相なつた、そこで斬取強盗武士の習ひをきめこ  
 んだ、よからぬ業をしてその日／＼を送つてをりましたが、い  
 よ／＼世間狭くなり、天地廣しと雖も五尺の小身おき處なく、  
 登は山林にかくれ、夜は村里にいで、關の意情を窺ふてをり  
 ました、が、よい儲りもない、處が關らずも春日大明神に、源三



第十一席

位頼政の納めたる黄金の寶燈あるよしを聞だして、これを盗ま  
んものぞと春日に至つた、これぞ源三兵衛が身の破滅となる基  
郷の意三仇討の一席でございませう……。

さて源三兵衛はすぐさま春日にまいり、杉の木間に日を暮して  
今宵予黄金の燈籠を盗まんもの」と心の中に樂みながら、夜の  
更くるをぞまつてをりました……、それはさておき郷の志津摩  
は、戸部村を追放せられましたから、據るなく悴の意三をつれ  
て、これもおなじく上方へ登りましたが、親子が住なれた故郷  
を追放せらるゝ事、全く竹内源三兵衛が悪心より事起つたので  
ございませうから、何でも源三兵衛を尋ねだし、刀を取戻すか  
もなくば刀の代を受とるか、その二つとも叶はずば、源三兵衛

を討果して、この怨を晴さんものと、わが身の悪事は棚にゆ  
けてしまひ、所々方々を尋ね廻つた、さうしてこれもおなじく  
南都に來つて、春日大明神に祈らばやと、黄昏すぎた参詣をい  
たしました、運の悪い時はかうしたものか、悴意三を宿に残し  
て参詣したが、志津摩は物めづらしき田舎人、春日の野邊を分  
ゆけば、馬出橋に二本の塔、雪消の深に幸川鹿道、すぎた古郷  
のはし、善趣の橋や五位の橋、着到殿より直會殿、幣殿若宮ふ  
し拜み、せめて今宵はお通夜せんと、ありし昔をくり返し、只  
今宵ゆる身としらす志津摩は志津「かゝる願ひの叶ひますれば、  
我が身のみかは子や孫の末まで守らせたまへ」と餘念なく祈つ  
てをりましたが、祈り困じてトロくと眼睡む夢のさめし時は  
はや曉をつげ渡る鳥の聲、その聲に驚いて志津「やれ〜しまつ  
た、さぞ悴がまち草臥れてをるであらう、早う歸つてやらう」  
と立上りましたが、下向の道は晴れやらぬ木下間、透し眺めつ



島 左 近

歩もうとする途端、あれ怪しやな前方にたち隠れたる人の影  
 老人の志津摩でございまするが、油断はしませぬ、ジツと瞳を  
 定めながら志津「やをれ盗人なるか、いかなれば人を見かけてか  
 くれしぞ、何者なるや」と聲をかけた、聲かけられて振り返るか  
 の曲者、その顔は正しく竹内源三兵衛でございますから志津「オ  
 ・汝れは竹内、やれ嬉しや」と、汝れ一人を尋ねんとて、この  
 年月の艱難辛苦思ひしれや」といひながら掴み掛つた、すると  
 源三兵衛、右手に持たる寶燈を左手にもつて大口あき源三「實に  
 も盗人たけくしい、汝が殿銘ゆへに我は「故主へ歸參も叶は  
 す、遂にその身は日影もの、朝夕の糧に困るもその方ゆへ、そ  
 このくなく」といふまゝに抜き拂ひ、浴せかけたるダンビラもの  
 肩先深く斬こみました、志津摩も心得たりと扱あはせ切結びま  
 したけれど、老人のかなしき殊に初太刀に弱つてゐる、その  
 上に竹内が刀は長さ二尺八寸、志津摩は脇差、寸短くて僅かに

島 左 近

一尺計り、うちも拂ひも廣みにて心に任せない、任せないなが  
 らも戦ふ中、今は痛手深手数重なつて、ウンと一聲叫びもあは  
 す、その儘そこへふつ倒れた、源三兵衛は起しもたてず、乗掛  
 つて止めを刺し、刀を拭ふと、盗みとつたる寶燈を脇にはさん  
 で、人なきまにたち去らんと、足をあげようとしたが、どうし  
 たものかチツトも足が上らぬ、「こは不思議、いかなる事か心  
 得ぬ」とまた踏たてよゆかんとすれど、一足も跡へも先へもゆ  
 かばこそ、兎角すもにはや夜も明渡り、いよと五体しびれて  
 物をもいはれない、働くものは眼ばかり、たちすくみにたつた  
 る儘、大地より生ぬきたる如くでございまする、源三兵衛は益  
 々氣を焦ち、種々どあせりまするが、坐られもしない臥されも  
 できぬ、その中次第に夜明けて、御社へ仕ふ奉れる宮人ども、  
 この有様を見渡して、いかなる人ぞと問かくれども答へもしな  
 い、傍を見れば六十に近き老人をきりよせた事でございますか



島 左 近

ら、その邊は血に穢れ、草も木も秋の紅葉にさもにたる有様に  
 こは人を殺し、その儘に捨おくべき事かは……』と走り歸つて、  
 それ／＼の司々が立あふて、源三兵衛を追とりまいた司こり  
 やその方はどうしたのじや、有体の通り白状せい』と事の始終  
 を責めよふたが、眼動く計りで口は利かず、手足は更に働かぬ  
 よく／＼見れば手にもちし寶燈は、正しく春日神社に、いつの  
 世よりか掛りけん、黄金の寶燈と世人の沙汰する神燈でござい  
 ますから、宮人は心々口々に、『やアさては此奴、寶燈を盗ん  
 でたちる處を、この老人に見咎められて、終に老人を斬殺し  
 たのであらう、所が眞割觀面、かく立すくみになつたものに違  
 ひない、それこの老人は誰なるか、面を見よや』と宮人がより  
 集つてよく／＼みましたたが、固より旅のもの、なに見覺わがご  
 ざいませう。○各々、南都にては見しらぬものぢや。△いかに  
 も、さてはこの老人も同類であらう、たちすくみたる盗人がい

島 左 近

獨りの得物にしやうといふので、同類を殺したのであらう。□  
 成程そうかもしれぬ、兎も角寶燈を取返さう、各々曲者がす  
 な。○「オ、心得た」と評定すんで、源三兵衛の手をとつて、握  
 つてをる指をおし開きますると、指は素直に働いて、寶燈は宮  
 人これを取收めた、そこでこの死人と盗人は市の司に渡さんと  
 提のまゝに取行よたが、さすがに大社の作法でございまする、  
 早速市の司いで來つて、『曲者御用ッ』とうち倒して繩をかけ  
 た、不思議やたちすぐんだる盗人の身体は、素直になつた、こ  
 れは正しく寶燈を宮人の手に取返したゆへでございませう、未  
 代ながら神罰の著るさ、あなかしこと人々一時噂をしたが、さ  
 て御社月番岡本對馬守いで來つて社頭の地に血を穢したりとい  
 ふので祓をなし、それより觸穢の宮人いづれも祓をいたして、  
 その後社頭へ參仕をいたしましたたが、此方は町役人の人々、源  
 三兵衛を引たてよ、市の役所へつれてきましたたが、白洲に於て



役人、事の始末を嚴重に取調べる……。

第十二幕

島

左

近

役人「コレその方は何處の何者にて、何故あつて老人を殺害し、  
寶燈を盗まんとしたか、有体に白状いたせ源三はい申し上  
ます、拙者は中國の浪人にて、神前へ參詣し通夜をいたしましたし  
たる處、かの老人社頭にかゝりし寶燈を盗みとつて、立のかん  
といたすにより、これを止めんと仕つりました、然るにかれ刀  
をぬいて斬つて掛りました故、據らなく斬殺しましてございま  
する、所が俄かに年來の持病さし起り、手足すくみ言舌止りま  
した處を、社人狼に拙者が取かへしましたる寶燈をとられ候ゆ  
え、却つて拙者を盗人の如くに申しなされましてございます、  
全く宮人達の偽りの申し立にございますれば、宮人達を御吟味

島

左

近

五六

願ひまする」死人に口なしたから、旨く言ぬけんとしたが、天  
道さうは許さな役人「黙れ、その方持病なりといへども、手足  
すくみしものが、何として寶燈をとつて手に持たるぞ、また持  
たる寶燈を宮人の取返す時に、なんとて素直に渡したるぞ、申  
し開きあれば陳じてみよ」開べられて源三兵衛尙も源三「それは  
斯様の譯でございまする」といはんとする所へ町役人いで來り  
町役「御渡ししの老人の死骸は、我々共方に旅宿いたしてをります  
る田舎人にて、その子意三と申すもの、訴へ申しまするやう、  
その盗人を一見申したいと願ひまするにより、即ちこれへ召つ  
れましてございまする」といひいでた役人「む、さうか、然らば  
そのものこれへ召出すやう」いよので同じく白洲へ連れいでま  
した、意三は市の司を拜し意三「私は春日の社頭にて斬殺されま  
した老人の悴にございまする」といふ役人「してその方は何處の  
ものであるぞ意三はい、私は越中國松倉郷の住人、郷の意三と



島 左 近

申しまして、父は即ち盗人に斬殺されました老人にて、名をば志津摩と申しまする役人「む、然らばその盗人を召出し、意三にみせた、一目見るより意三は聲荒らげて意三「ア汝れは竹内源三兵衛よ、何故にわが父を殺したぞ、また先だつて汝にたばかれし刀をば何處へやつたぞ、家重代の刀の盗人、また正しく父の仇ぢやぞ」といひながら役人に向ひ意三「父をうつたる仇でございませうから、面會を願ひ奉つりましたに、このものは父子心を盡して尋ねてをります重代の刀の盗人にございませう、さすればこの者、父に春日の社頭にて出會し、父が刀の詮議にかゝりしを、このもの父を討ちしに覺わまする、つきましては唯願はくばこのものを、私に下され候やうになし下されたく存じまする」と折いつて言上をした、所がこれをきいた源三兵衛は大いに怒り源三「黙れ意三、汝れよろしきやうに申したつれど、汝れは越中國松倉郷のものど倫りしはいかに……お役人おさ

島 左 近

下さい、このものは信州更科郡戸部村のものにて、父の志津摩は郷の義弘の眞鍮きつて賣るを業といたせしもの、拙者志津摩が重代と申せし刀を、拙者が故主へ歸參の土産にせばやと存じ、故主の役人にみせました處、似てもにつかの偽刀にて、拙者面目を失ふのみならず、歸參も叶はず、利さへ住なれました信州をとおひ拂はれました、かく浪々するも、元はといへば志津摩が悪事ゆへ、遺恨かきなる老人でございませう、汝れやれ何故我に願ひものを授けしぞや」と、一つ二ついひまする中に、老人氣早く引ぬいて切つてかゝりましたから、あしらひながら抜合せたる手の内くるひ、打果したは志津摩でございませう、さすれば意三が身の上をまづ御詮議あつて、然るべく存じまする」と言ひけたから、市の司達も何方が善いやら悪いのか定めかねた役人「む、何にもせよ、越中といひ信濃といひ、住所に偽りある時は、その身に何かあやあるであらう、さらば信濃へ問合せ



島 左 近

戸部村を立のいた事の始末を正した後、また越中へ問合せたら  
 ば、事明白に定まるであらう、決着は後の事にいたそう」とあ  
 つて、こゝに源三兵衛は獄屋につながれ、志津摩が死骸は假埋  
 め、意三は宿屋へ預けられる、ことに相なりました、さてこれよ  
 り早速に、市の司から郡山の筒井家へ言上に及びました、筒井  
 家にては寺社の事を奉行する島倉和田右衛門といふもの、一通  
 りきいて判じけるやう和田竹内源三兵衛といふもの、信州戸部  
 村にて郷志津摩といふものを騙つて、腰銘の刀を奪ひとつて信  
 州を立の、郷志津摩は腰銘を作りしこと露顯して、信州戸部  
 村を追放せられし由は、他方の事であるから南都にたいして、さ  
 しかまふべき謂れはない、たゞ源三兵衛が罪状といふは、春日  
 社頭に於て人を殺害しつる事と、社頭にかり奉りし寶燈を盗み  
 しは、他にかり合のない事である、南都さりの事であれば、  
 南都の作法通りに申しつくるに依りて、誰かこれを難じやう、

島 左 近

また郷意三が申し立に、信州戸部村をおし隠し、越中松倉と偽  
 つたは、腰銘にて追放にあふたことを包まんがためであらう、  
 されども信州にての事は、筒井家にて構ふべきことでない、只  
 その父を討れしことは南都にての事に相違ないから、意三が源  
 三兵衛を父の仇と訴ふるも、強ち非理とはいへない、併しなが  
 らそれを聞き届けて、源三兵衛を意三に與へて討せられたれば、  
 春日社頭の法令が相たぬ、父を討れしとはいへ、もろく、他  
 國人同志の事であれば、南都のこれ又さしいらふ筋ではない、  
 然る時は源三兵衛には、寶燈を盗むと社頭殺害人の二罪がある  
 この二つ共に、社頭極く重き刑にいたして、少しも容赦する事  
 はできぬ、されば意三が願はき、届け難い、左様申しつけい  
 と下知をした役人「委細畏りました」と市の司は、意三へその由  
 を申し渡しましたから、意三は齒がみを鳴して残念がった、意  
 々島左近が決断の一條でございます……。



第十三席

島 左 近

仇討の儀届け難しとあつたから、意三は頻りに歎息をした、併し君父の仇は、共に天を戴かずとやら、あくまで初一念を徹し、たいと考へた所から、再び左の書面を市の司に差出した、拙者源三兵衛を尋ねんがために、諸國を流浪し、その艱難苦勞いふべからず候、然るに偶々これに見當れば、父は返り討にあい子これを訴ふれば、國法とて許されず、殘念申すばかりに、なりなく候、但し遮つて願ひ奉る意趣これあり候、源三兵衛御國法に處せられざれば、御社頭の法度たゞざる由に候、依てまづ私へ源三兵衛を下され候て、仇討を許され、私源三兵衛をうち申し候は、私をもつて源三兵衛になされ候て、お定めぬの刑に行はれ候べく候、もし又私うたれ候は、眞の源三

島 左 近

兵衛、御社頭の御法に行はれ候はんこと勿論に御座候、この條をもつて一まづ私に仇討仰せつけられ下さるべくと、御申しあげ下され度候、といふ書面を差出した、そこで市の司から又々この由申したて、たから和右衛門、和田至極道理には聞ゆるが、意三が源三兵衛をうちたる時、約束とはいひながら、春日に於て罪なき意三を重罪人の代りにもなし難いであらう、併しながら再應の願ひであれば、重役と一評議するであらう、といふので、願はまづ預りおかる、旨を、市の司から意三へ申し渡された、さうして後、和右衛門は、この由を重役中へ言上に及びました、すると島左近がこれをきいて左近、こりや和右衛門、その方市町の雜事を奉行する身でありながら、それ程のことを判じ得ないとは、幼いことじや」と笑つた、和田へ、お笑ひにございまするが、拙者種々と考わますれど、更に名案がござりませぬ、ホト



島 左 近

困りはてゝをります」と何れも思案し煩ふ体左近ハツクハ、何れも思案に及ばぬでないか、この頃若きものも持はやす當身といふ事は、何の用ぞ「いはれて和田右衛門ハツタと膝を叩き和田、いかにもそれに思ひ浮びませんでしたしたは一代の不覺、委細承りましてございます」と早速退出をして南都に馳返ると、足輕の中にて心きいたるものを呼だし「斯様をなしかく、にいたせ」と耳語いた足輕委細心得ましてございます」と足輕は、その夜半に至つて源三兵衛に、飯を與ふる振をして、オンと一當あてましたこと故、あはれや源三兵衛は、ハウンと仰様に反つて息絶わてしまふた、やがて和田右衛門は翌日未明に、意三を呼だし、和田その方の願書の旨を以て、家老中彼是と評議に及んだ所昨夜源三兵衛、突然牢死をした、ついでには社頭の刑罰に行ふべき囚人にはあるが、急病にて死したればせひに及ばぬ、依て願書はさし戻す、囚人の死骸は南都の刑處へ取すて候やう申しつ

島 左 近

けたから、左様心得い」と言渡したが、その意味は、取すてた死骸に對して、勝手に仇討をせよといふのでございます、意三はこれをきいて、本意なきことに思ひましたが、致し方もございませんから、市の司の役所を退いた、宿屋に戻つて熱々思案をした末、「いでこの上は源三兵衛が死骸なりとも、その儘にすておくべきでない」と急ぎ南都の刑處へ赴いてみますれば、はや源三兵衛が死骸は、藤に包んですて、ござります、意三はれを見つけて眉逆だて、意三汝れ竹内源三兵衛、汝のため、刀を奪はれし許りでなく、住みなれた戸部村も追放せられ、その上に父は汝がために返討、その遺恨いかばかりと思ふ、拙者武運拙く、汝が生前に討果すこと叶はねば、今この死せる骸ながら討つて怨を報するであらう、おもひしれや」といふまゝに、刀を抜くより早く、眞二つに切下げた、するどあら不思議や、源三兵衛の死骸ムツクリと起上り、兩手をあげて飛かゝるを、意



島 左 近

三すかさず蹴倒して首うち落し、その首を携へて父が假埋の墓所へ手むけました。死人を對手の仇討とは、珍らしい話でございませう、それゆへ少し長くなりましたが、島左近も關係してをりますから、かくまで申しあげました、さて意三はかくて南都を立のき、何處へゆかうかと思案をいたしました。美濃國稻葉山に住しける齋藤内藏之助利三は、少し由緒がございませう、この人に便つて仕官をしやうと、美濃路へさして赴き、遂に内藏之助の世話に相なりました。その後のお物語もございませう、これからは餘談になりますから、省いておきます。……

第十四席

島

左

近

此處に織田信長公在世の時に、京都四條坊に南蠻寺といふのが、四丁四面の土地を買ひまして、立派な耶穌宗のお寺ができました。それが名醫をつれてきて、切支丹破天連の法力により、いかなる難病でも治してやるといひ弘めました。その繁昌は日にあつた、歴々の衆中も、これを傳へ、頼みにくるものが多かつた。さる程に筒井家の執權島左近は、よと難病を患ひました。さる療治をいたしますけれども、更にその験がない。Hをおよて面色黒く變じ、とても快氣なり難き有様となり、またから、眼を初め諸臣一同に、「どうも杖も柱も頼む人が亡くなられては大變である、どうにかして全快させたい」と色々心配をいたしました。左近に於ても、一身を奇病のため、にすてん事を口惜しく思ひ、ある時家の子郎黨を集めて、「ど



島 左 近

うにかして、この難病を治す工夫はあるまいか」と相談をした。この時左近の家來に奥田喜兵衛といふものがある、この者は始終京都に用事があつて、往復をしてゐたから、南無寺の事をしつてをる、それゆへ一つ勸めて見やうと、左近の前に進みいでた喜兵衛「この度の御難病ゆへ、御籠略なく御療養はなさつてをられまするが、至つて六かしき御容態、それゆへ只今も御相談に相なつてをりまするが、それに就て拙者少し存念がございまする左近「む、喜兵衛か、してその存念とは……喜兵衛「左様にござります、お聞及びでもございませうが、先年四條坊に南無寺と申すお寺が建立になりました左近「む、聞及んでゐる、切支丹破天の法どか申す……喜兵衛「左様にございます、その中に計理悟里彌理伊須、宇留岩普留満といふ名醫がをりまするが、この者はまゝの難病奇病を療治いたしまするに、全快せないものはございませぬ、いかなる病氣もすぐに治るやに噂をしておりま

島 左 近

す、つまましては君の御病氣も、これをお招きになりました、御療治ありますれば、必ず御全快に相ならうと存じまするが、如何でございませう」と勸めた、左近「これをきいて一思案の後左近「實にそれもよからう、その往昔小松内大臣重盛どの病氣の節、父消盛どのには唐土より渡りし名醫に療治を頼み候へど宣ふた、その時小松どのには御承知なく、唐醫を頼んだなれば、日本に名醫なきゆへといはれんも口惜しい、殊に大臣の位たる重盛が頼んだとあれば、永久わが國の耻辱となるから、とて醫師に對面もなく、返すべしと宣ふた、されど御病中に、唐の醫王山へ平家の一門善提のためにとて、三千兩の黄金を贈り給ふたといふ事である、けれどもこれは重盛公を尊稱せんとして、却て感になしたものである、醫師は遙々唐土より渡つたものであるから、唐醫に薬を貰ふたりとて、何ぞ日本の耻とならうやそれよりは一門の善提として、唐土へ金を送りしこそ、わが朝



島 左 近

の耻辱である、聖人と呼ばれし小松どの、何ぞやそんな事をな  
 給はうや、これは行末を考へ給ふて、三千兩の金を紀州熊野の  
 奥へ贈られ、要害をなしおき給ひしゆへ、御子維盛、清経など  
 この奥へ落のびて隠れをられ、その後源氏の代になつても、安  
 閑と暮し存へて、子孫今に傳はつてをるといふ事である、され  
 ば南蠻國の醫師を招かんことは、我が心に適ふた、その方様子  
 をしつたるを幸ひ、太儀ながら南蠻寺に至つて、醫師を招き來  
 れい」この言葉に喜兵衛も喜び喜兵衛委細承りました、即ち  
 の命とあらば、喜んでくるでございませう」と即ち京都へと急  
 ぎました、さで南蠻寺に至つて、普留満計理悟里に對面のうへ  
 主人難病の容態を語り、療治のことを頼みますると、計理悟里  
 はこれをきいて計理悟里にはござれど、當寺の療治は慈悲を專  
 らにして、難病又は貧民を救ふ事を要といたします、相なり難  
 いかなるお方にて、他へでましての療治の儀は、相なり難

島 左 近

ござりまする」と断つた、この返答に喜兵衛は案に相違したが  
 喜兵衛仰せ御道理至極にござります、さりながら主人左近儀は名  
 高き人にて、衆人よく存じをり候へば、病中に他行もなり難  
 ございます、只今申さるゝ通り、慈悲を専らとあるからは、道  
 路遠近の差別はござりますまい、何卒まげて屋敷へおいで下  
 いまするやう」と事をわけて頼み入れた、計理悟里は暫く考  
 てゐたが計理然らば住持に伺ひ御返答仕つるでございませう、  
 暫時おまち下さい」といつて奥へいつてかくと告げた、宇留岩  
 普留満の兩破天連はこれをきいて大いに喜んだ、「これまで數  
 多の人宗門にいと難も、まだ諸侯を宗旨に引いた事はな  
 から、これ幸ひの事じや、其許罷りこして療治の妙を顯はし、  
 全快の上は延引きならざる様、宗門に引いたなれば、それよ  
 り外々の大名も、自然歸依するやうになるであらう」と三人が  
 謀計を申し合せた、そこで計理悟里立いで、喜兵衛に向ひ計理



おまたせをいたしました、外様なれば中々なり難い事にござい  
ますけれど、島氏の御儀は仁義の武士と豫て承はり及び、殊に御  
難病とあつては、痛ましく存じます、且また事をわけてのお  
頼みゆへ、その趣き方丈へ申し通じました所拙者罷りこし候様  
と申しさげられました、依つて追つて参上いたしましたし、御容体を診察  
仕つるでございませう、併しながら目立ちましたは、甚だ迷惑  
いたしましたから、何卒乗物をお遣はし下さいまするやう」とい  
ふ、喜兵衛はさいて大いに喜び喜兵衛早速の御承知辱けなう存じ  
ます、乗物は豫て用意をいたしをります、それではどうか一  
刻も早く……計理承知しました喜兵衛失禮でございませうが、一足  
お先へ御免を蒙ります、といひおいて喜兵衛は、下都共へよく  
申しつけ、その儘残しをいて、一時も早くこの事をしらせ  
んければ相ならぬ」と急ぎ郡山に立歸りました、左近において  
は病氣次第に重つて、甚だ難儀の体でございませう、そこへ喜兵

第十五席

術が立歸り、かくとつげなから左近も喜んだ、今にも異人來る  
であらうといふので、さまざまの馳走の用意をしまつてをり  
ました……。

やがて計理悟里と伊留岩の二人がやつてきました、篤と容態を  
伺ひ藥を興へて、晝夜附添ひ看病をしてくれた、その上食物ま  
でも喧ましく心を用ひました事ゆへ、はや十四五日をよると、  
おひく、全快の方へ赴いてきたから、左近はいよに及ばず一家  
中の喜びは、いはん方ございませぬ「さても稀代の名醫かな」  
と敬ひ貴ぶ程に、左近はいよ快方に向ひました、破天連が  
かく丁寧にするのも、その實は切支丹宗に引いたための方  
でございませう、それ故左近がよくなるにつれて、本音を吹だし



島 左 近

よつた、伊留岩がいよやう伊留この療治といふは、なか／＼醫  
 道計りでは治りませぬ、南蠻國に於て信仰いたす切支丹宗門、  
 天帝の教へをもつて難病を救ふ故にござります、依てその病人  
 も右の宗門を信心いたさんければ、快氣運ふござります、就て  
 は御病中に、宗門の陀羅尼を唱へあらば、今十五日にて御全快  
 はお請合でござります」とボツ／＼宗門に引いれやうとした、  
 島左近程の衆徒だから宗門に迷ふ人ではないが、病氣には勝て  
 るから、治りさへすればどんな事をしてもよい、現に難病が治  
 りつゝあるから左近成程、これまで醫術を盡すと雖も、快氣な  
 り難き難病、かく驗の願はれしことゆへ、何卒病氣さへ全快い  
 たすならば、いかやうの事にてもなすであらう、軍學劍術の奥  
 儀には、眞言等も唱ふる事に候へば、教へ給はれ」といつて、  
 死後生天破羅韋僧雲著主座、解らぬ眞言を習ふた、さて物事疑  
 へば利く例はないが、左近は少しも疑はずに、教へられて通り

島 左 近

毎日千遍づゝ唱へた、すると病は氣からといふが、これがよい  
 と思つてやれば身体に害はない、案の如く三十一日目に、病  
 氣全快いたして、健かになりし事始めに倍しました、左近は再  
 び蘇生した心地して普留滿に向ひ左近さて／＼お蔭にて病氣快  
 復いたし辱けない、このお禮は言葉にのべ難うござるが、この  
 御返禮には、いかなるお望みにも、拙者の身に應ずるであら  
 う」と謝した、すると計理悟里が計理いやこれは全／＼拙者等の  
 功にござらぬ、御信心深きのいたす所、また一つには御全快の  
 程を、破天連共が寺にて祈りし験でござる、ついでに一度南蠻  
 寺へ御参詣あつて、破天連へ御對面の上、一應の禮を御申しあ  
 げまするやう」と答へて、金銀財寶は一切うけな、たゞ宗門  
 の徳のみをのべて暇を乞ひ、何れも寺へ歸つてしまふた、島左  
 近は、彼等が無慾にして、禮物を更けにうけませぬから、大いに  
 感心をした、早々お禮のためとあつて奥田喜兵衛を従へて京都



島 左 近

に上り、南蠻寺に参詣をした、その時破天連に面會して、切支丹宗門の法についての物語を致した事がありますが、面白うもございませぬから、省いてをきます併しこの南蠻寺はなかく繁昌いたしまして、石田三成や高山右近、長曾我部元親など、歴々の大名が一時この宗旨にはいりました、殊に小西攝津守行長は、生涯耶蘇宗と相なつた事は、皆さま御承知の通りでございませぬ、所がこは邪法なりといふので、秀吉公はこの南蠻寺を潰してしまはれ、切支丹宗門を嚴禁せられた、さうして破天連どもは南蠻國へ送り歸されて了ふた、併しその宗旨に歸依したものが矢張残つてをりまして、遂に後年に至つて天草の亂が起りました、天草軍記といふのはそれでございます、さてそれにはさしておき、島左近の難病と切支丹、一寸面白のお話の種でございまして、一席申しあげました、さとお話は進みまして、天正十一年の賤ヶ嶽合戦と相なりました、即ち柴田勝家

島 左 近

と羽柴筑前守秀吉との戦争でございませぬ、この時筒井順慶法印も、秀吉方に従ふて先陣を承はりました、順慶の一番先手は筒井伊賀守定次七千餘人、次に島左近友之、松倉右近勝重二人の勢二千餘人、合せて九千餘人、これが先陣となつて江州柳ヶ瀬へ進發いたしました、追々戦争は進みまして、羽柴方に對しては、勇將中川瀬兵衛清秀が討死をする、朝倉勢にては、猛將佐久間支蕃允盛政が、なかの勢ひで、羽柴方も手に餘してをりました、併しこの合戦は賤ヶ嶽の七本鎗といふ有名なお話しになりますから、なほ島左近に關係した所のみを申しあげます、こゝに木本の尾崎に陣を移しました筒井陽舜法印順慶の同勢では、味方の中川瀬兵衛清秀の砦から、黒煙障々となり、炎焔々と立上るのを見て、素破や越前勢勝つたり、と呼はりながら、諸手一同に騒ぎたてた、所へ高山右近太夫が持場を開いて、羽柴秀吉の陣所へはせいつたと聞きまして、いよく



天をした、「素破こそ大變だ、越前勢は定めて爰許へ攻よする  
 であらう、如何しやうか」とはや混亂の狀態、軍は紀律が亂れ  
 ると、同勢何程あつても何の役にもたぬ、人数が多いだれ餘  
 計に混亂する、これではならぬと見ました島左近、松倉右近、  
 飯田三郎次郎の人々は、四角八面に陣中をかり廻り、「者ども静  
 まれ、明日は筑前守との、大垣より當表へ着陣の由、早馬來つ  
 て確かに注進あつた、今暫らくの間ぞ、持場々々をよくふみ堪  
 わよ、思ひたがひして後難を蒙むるな、下知に背かば、只今さ  
 つてすてるぞ」と嚴重に沙汰をいたした、愈々島左近友之智謀  
 の一條……。

第十六席

嚴重なる下知に、騒ぎたつた軍勢もいさゝか静まつた様にはみ

へましたけれども、何分大勢のたゆるきたつた事でございます  
 から、兵氣勿々としてもの、用に相たつべしとも相見へません  
 島左近は諸手をしづめた後、順慶法印の前に來り左近御前、中  
 川殿の岩攻落され、高山殿岩を開かれましたにより、味方の兵  
 氣大いに浮きたつて見えます、一旦の計策をもつてとり鎮めま  
 したなれども、今四時五時とすぎましたならば、追々に落失せ  
 る事と存じます、然し越前の氣色は、いぶかしき所もございま  
 すれば、左近走り向ふてみてまいる事にございます、されば左  
 近が歸りますまではいかやうの事ございませうとも、この所少  
 しも御退き候まじく……」と申しきつて乗りだしました、これ  
 をきいて順慶法印、法印「アヤ左近暫らくまで左近ハ、何事に  
 ございます法印越前勢は大軍である、その上勝軍して鋒先當る  
 べからず、その方一人罷り向ふて、引返さんことは心許ない、  
 人数を召つれるがよからう」いよと左近は馬の頭を立直し、手



島 左 近

綱かひくりましたたが、エフコと笑を含み左近憚り多き申し條に  
 はござりますれど、左近十四才の初陣よりして、大小の軍にあ  
 ひ候こと七十餘度、いまだ一度も不覺をとつた事ござりませぬ  
 また斥候の作法も型の如く覺てをりまする、御配慮あるまじ  
 くどたいこの所をよく馳せだした、やかて數万人渦まいて屯る  
 をしてゐる北國勢の陣々を靜かに見廻し、安井、徳山の陣前に  
 至りましたたが、馬に輪をかけ、その後手綱をひきしめて、鞭を  
 以て人数を大形にかすへ、扇面をサツとうち開いた、これを靜  
 かにうちつかひながら左近やア、越前勢の方々、かくいよは  
 大和侍なる島左近と申すものにござるが、中川どの陣をうち  
 落し給ひし御働、近頃目を驚かされてござる、高山どの御  
 勢ひに怖じ給ひしにや、持場をあけられ候へども、大和武士は  
 左様にござらぬ、今日はすでに日夕陽に傾きて候ゆへに、明  
 日早且に御向ひ候か、但しはこれより参向して見参に在るべき

島 左 近

や、御返事承はりたうござる』と大音に呼はつた、この天晴れ  
 なる武者振に、北國勢は何と思ひましたか、これに答ふるも  
 もない、そこで左近は再び北國勢に、馬を引ひけて左近あいや  
 身不肖に候へども、御陣前にまかり向ひ、軍の次第を申しけれ  
 て候に、御返事ないとは如何、さては軍の作法御不案内に候や  
 らん、お暇申すぞ方々……』と高聲に呼はりながら、馬を飛ばし  
 て馳返りましたた、この振舞に北國勢は、アツと計りに感心をし  
 た……さて此方は、羽柴筑前守秀吉の幕下に屬し、賤ヶ嶽の  
 砦々を守つてをりました諸勢、勇氣凛々として義膽忠肝、緩怠  
 さてはございませぬが、何分越前勢湖の湧くが如くよせ來り、  
 蜂の群がるが如く蟻の集るに、幾千萬といふ數も計られま  
 せぬ、日々夜々に狼藉し、亂暴極まりございませぬから、さす  
 が猛將烈士も自然と恐懼の思ひを起し、いかになりゆく身の果  
 ぞと、心細く思ふた併し尋常ならぬ筑前守である、また凡人



島 左 近

の心に及ばぬ計もあるであらう」とおし量り、かつは神子田半左衛門が、一時の謀計をたのみ、雑兵等の騒動は、やうやく静まりましたけれども、いまだ筑前守の出馬の模様もないから、いかにあるらんと、片時も油断なく美濃路の山の端をのみ見守つてをりました……、所が茲に筒井順慶法印は、平常にもにす勇氣たたく床几にかゝつてゐる、その左右には松倉右近勝重、飯田三郎次郎頼直以下、列を守つて居並びましたが、何れも島左近が歸つてくるのを、今かくと待構へてをりましたかゝる所へ程もあらせず、左近馳歸つてきた、法印大いに喜んで、法印左近大儀々々、様子は如何であつた」と次第を問ひかけ、越前勢眼にあまる大軍にごり、法印の前にも長りました左近ハ、卒も大將も心々に見うけてござります、その故は大將佐久間玄蕃允、血氣盛んの荒武者にごりますれば、直ちにおしつめて

島 左 近

一戦すべく思ひたちますを、拜郷、安井その外の物頭ども、いづれも同心致しませぬ、依つてその手の雑兵等は、亂暴分捕を利として、更に進み戦ふ心なくみねます、その上に當方の懸り口は、足場おしく、田神山へ程近うございます、美濃の、後詰に便りよろしく見候を以て、柴田勢押来りますとも、山の上より落す敵に向ひ、勝を得たる例は少なくなございます、されば佐久間もみだりに掛つて軍せんやうもなく覺え、ます、定めて支番もこれしきの計策は存じをらうとおもひます、決して掛ることはござりますまい、さすれば支番においては、賤ヶ嶽へかゝり、一戦を挑まんとするでございませう、つきましては急ぎ美濃國へはせ向ひ、軍の様子を筑前守どのへ注進仕りますこと、これ當表第一の御忠節たるべく存じます、は、おしい人物、これをきいて順慶を初め家老達は、いかにもぞ



島 左 近

感心をした法印「む、願の計略じや、いそぎ注進いたそう、ちやが誰を遣はしてよからう」いひも終らず松倉右近進みいで、右近「御意にござりまするが、この儀はたれかれと申すに及びませぬ、島左近どの、正しくみられし様子を以て、ありの儘に申され候方、一段然るべくと存じまする」いふと一同もこれに和して、「その儀然るべく存じまする」といふ法印「む、それで左近、再度御苦勞ぢやが……」左近もこの役目は自分でないと勤まらぬと思つてゐるから左近「委細承りました、然らば御免候へ」といひも終らず、馬にうち乗り鞭をわげると、大垣さして馳出した……。

第十七席

木の下から大垣までは十三里半の道程でござります、島左近は

島 左 近

ドンくんと馳だしましたが、此方は美濃大垣にござる秀吉公は四月二十日未刻に大岩山落城し、中川瀬兵衛討死の注進到来いたしましたから、秀吉公は使者に向ひ秀吉「いかに佐久間玄蕃允は、ぢきに引とりたるか」問はれて使者は使者「玄蕃は大軍にてその儘陣取つて罷りありまする」と答ふるをきくとそのまゝ立上りました秀吉公「さすがに神の如き軍の名人でござりまするか、だうく」と芝をよみ鳴し、腰刀を抜いて額にあて秀吉「やア軍には勝つたるぞ、思ひの外早かりしぞや」と五六度呼はつた後、秀吉「素破出發いたすぞ、馬ひけい」といふより早く、大鹿毛にうち跨つた、これは明智左馬助が湖水を渡つた時の名馬でござります、秀吉「者共續けい」といふ聲の下より一散に駆だした、遅れてならじと近習外様の若もの共は、我れもくと跡を慕ふて走つたこととござりますが、秀吉公の遺口は、いつもこれでござります、酉の刻には早や木の本へ馳せつかれましたから、



島 左 近

島左近は馳出づるまもなく、ベツタリ出會いたしました、下馬に及んだ島左近、左近ハ、筒井の家老島左近、お迎へとして罷申しなから、この度の御策略は別して感心仕つりましてござります、恐れある申し條にござりますれど、異國の孔明、わが朝の楠と申すとも、及びがたくござりまする」と言上すると、秀吉公は殊の外お喜びに相なつた秀吉島左近か、出迎へ大儀であるぞ、何さまこれ程の機密は、その方ならではしるものあるまい、追付け勝負をめぐべきぞ、急げ」と下知をせられたから左近は左近委細承りましてござります」と急ぎ筒井の陣所へ走せ歸つた、さうしてその近邊の岩々へ、大將おつきありし由をよれましたから、只今まで、開きのかばやと思ふてをりまし

島 左 近

たが、取分け賤ヶ嶽へは忍びになれたものを以て秀吉公には、只今木の本へ着陣したり、やがて北國勢を追討ちにいたすから、それ、嚴重に守れよ」と仰せ遣はされた、これから愈々賤ヶ嶽の合戦に相なります、有名な七本鎗の高名があり、北國方の猛將柴田三左衛門、これは佐久間玄蕃の弟でござります、これ討死をしてしまふ、遂に堪へきれづして柴田勝家は、賤ヶ嶽を引退き、北の庄をさしておちて了ふ、その後は毛受勝助、同く兄久右衛門の兄弟が、君の名代と踏どまり、死物狂ひになつて戦ふた、時はこれ天正十年四月二十一日の事でござります、これがため、羽柴方の第一軍、丹羽五郎左衛門尉長秀の勢は、散々に崩れたつたから、第二軍の物頭江口三郎左衛門、溝口金右衛門、村上次郎左衛門などを初め千餘人は、こゝを踏堪わんと戦ふた、なれども毛受三兄弟の勢ひ烈しい、殊に毛受勝助家照においては、討死されたる侍共をはげまし、兄の久右衛門と



島 左 近

共に、面もふらず戦ひまする程に、鎧はつきおり、太刀はナ、  
 ラの如くになつて了ふた、それをも物の数ともせず、こゝに順  
 は、彼所に隠れ、手痛く働きましたたが、中にも毛受久右衛門尉  
 は、丹羽が二陣の物頭村上次郎右衛門と鎧をあはせた、こゝに  
 死生しらすにつまあひましたたが、久右衛門尉いかにしけん、村  
 上が鎧を受損して高股した、かにつかれた、パツタリ後に倒る  
 所を次郎左衛門、かけよつて首をとつた、これを見た毛受勝  
 助は、勝助オ、兄を討とりしな、兄の仇、そこ動くな」と走りよ  
 つた、續いて手の者五十餘人、一つになつて切つて掛りました  
 この死物狂ひの敵を引うけては村上も堪らぬ次郎やア、後陣  
 の方々、拙者疲れたにより、暫し息つかん、お代り候へ」とい  
 ひおいて引退いた、そこで溝口、江口の兩勢が入替つて、勝助  
 をせひに討んと進んだ、新し手をうけて毛受の勢は、ますく、獅  
 子奮迅の勢ひ、勝助味方をかへり見れば、はや二十餘人討死し

島 左 近

残るは僅かに十三人でございます、いづれも總身に染み、兜  
 はうち落され、具足の袖草摺はまり落され、深手浅手を負はぬ  
 ものはございませぬ、なれども心金鐵に似たる荒武者共、互に  
 一足もひかじひくなど謀めつ謀められ、枯木の如き手足に、太  
 刀、鎧、刀をとつて、敵をばきはす血眼になつて進む程に、江  
 口、溝口の勢はバラ／＼と崩れたつた、この時この有様を眺め  
 た筒井順法印は、四陣に控へてをりましたたが、島左近に向ひ  
 順法左近、今日の備へ場あしくて、いまだ花々しき軍もしない  
 たとへ軍命をば背くとも、先に進んで一戦し、柴田をばわが手  
 にて討ばやと思ふのである、その心せよ」と下知をした、左近  
 うなづいて左近仰せにござります、併し窮鼠却つて猫をかむの  
 例もございます、敵少なりとてこれを侮らば、必ず大敗をとる  
 でございませう、いづれにもよくあしらふて敵を勞らし、その  
 勞れたるに乗じてこれを討たば、全く大功をなすでござりませ



う、されば四段目に備へし處、却つてよき場所と覺えまする、拙者も、先刻より軍の進退を考へ罷りありまするが、併し柴田がために味方多く切りまくられてござります、今はよき程と軍を繰り出せば、いで繰りださせう」と左近は、先頭にたつて、軍兵を繰り出した、愈々毛受勝助と一騎討の勝負といふお話……」

第十八席

筒井の島左近といへば、天下に有名なもので鬼左近と呼ばれてゐた、軍師として通曉れの器量人、筒井位に奉公する人物でない後年石田三成に使つて、豊臣太閤に仕へんとしたが、三成はその器量に惚こんで、厚くそれを待遇し、遂に客分同様の家來にした、左近も本意ではなかつたが、三成の恩義に感じ據らなく家來となつたが、その時でさへ人が唄ふた、「次部少にすぎた

るものが二つある、島の左近に、佐和山の城」と、これでも左近の蒙さか解る、三成また水口二万石の城主であつた時、秀吉が三成に向はれて、「その方人数を多く抱へたか」と問はれた三成はい、島左近一人召抱へましてござります」と答へた、すると秀吉公た、丸い眼を餘計丸うせられて秀吉なに、島左近を抱へた、かれは世に聞ゆる蒙のものぢや、その方如きに小祿にていかで奉公しやうや」といはれた、その時三成答へに三成仰せにござります、それゆへ拙者の祿半ばを分ち、一万石を與へてをります」といつた秀吉む、でかしたり、君臣の祿相同じといふこと、古へよりさ、も傳へぬが、いか様にもその志しならでは、よも汝に仕へまい、勇々しくも計らふたものかな」と深く感せられた、その後三成佐和山二十三万石を賜はりました時、左近に加増を與ふべき由いひましたけれども、左近拙者祿は更に不足にもございませぬ、他の人々に賜はり候



島 左 近

へ」といつて、辭退をしましたが、三成もエラ物なら左近もエ  
ラものだ、關ヶ原の一戦三成勝利を代ますれば、左近は大國の  
大名となるべき人物でございませう、併し運命如何ともし難く、  
たい石田の謀士で終つたは、おしい事でございませう……さて  
前に戻つて島左近は、先頭になつて軍兵を繰出しました、これ  
を見たる毛受勝助立上り勝助やア、今よせくるは筒井の勢  
なるか、真先に進みしは島左近と覺ゆるぞ、敵も敵によるもの  
なり、かれは幼少より大和國にあつて、度々手柄を願はしつる  
ものときく、これこそ我が思ふ敵なれ、尋常にはせ向へや」と  
呼はりすて、うち殘されし侍どもを前後にたて、大音聲に、  
勝助やア、かくいふ我は柴田修理進勝家なり、我と思はん  
ものあらば、近づきよつて我が首をとり、高名にもせよ恩賞に  
も預かれ」と名のりかけ、真墓にかけ來つた、これは勝家を落  
さんため、勝助が身代りとなつて、勝家の金の御幣の馬印と鎧

島 左 近

具足を貰ふたのでございませう、これを見た島左近も駒をかけす  
わ左近やアこれは日本國に響き渡りて候鬼柴田どの、御振舞と  
も見うけ申さす候、但御馬印よりして御物具は、柴田どの、お  
しるしにござるが、柴田どの今年六十に近き御齡なるに、只  
今修理どのと名のり給ふは、三十未滿の若年、さては匠作を落  
し給はんだめに、誰人か假に修理進どのと申し給ふこと健氣な  
さ、天晴れ唐士の紀信、わが朝の佐藤忠信、村上彦四郎にて在  
しけり、拙者こそは大和國の住人にて、筒井が家の侍島左近に  
て候なれ、大忠臣のお首賜はり申すべきにて候」と大音聲に呼  
はり、馳せよつた、毛受勝助においては二言ともいはず、大  
長刀を水車のごとく廻して走り掛つた、左近これをみて左近長  
刀はわれも持ちたり、さらばこれにてまいり候はん」といひな  
がら、秀吉公から賜はつた白柄の長刀をとつて立向ふた勝助心  
得たり」と勝助も上段下段、拂へばつきつけばかけつ、電光石



島 左 近

火、いさゝかの透聞もみせず戦ふた、勝助開いてかゝれば、左近流してつけている、一往一來虎亂入奮迅獅子、互ひに心得たる秘術を盡して、あへば離れ離れては又、かけつ掛りつ、いづかな勝負つきませぬから勝助氣をいらだち勝助いざよれや組まんと長刀なげすてかけ向ふた左近「……」と答へて左近、エイヤ無手と組みました、馬と馬との間にドツとおちた、たち重なつて上になり下になり揉合ひましたが、左近遂に勝助をくみしいて、首をかき落した、勝助今年二十九才でござります、さてこれをみて毛受が手の侍ども、一人も残らず討死をしてしまひました、先、木下半右衛門、小川土佐守、丹羽五郎左衛門尉を初め、最初より勝助と戦ふて、いづれも斬まくられた、然るに筒井は四陣に備へてをりましたゆへ、終に勝助を討とるこゝろができた、これかもし一陣に掛つてをつたなれば、木下、小川と同じく切負くべきでありました、左近の言葉の如く、

島 左 近

四陣に掛つてをつたゆへかくも大捷を博した、これも一つは運が強いといふものでござります、さて島左近は、柴田修理進勝家と名の侍を討とつたから、早速筑前守の本陣へ罷りこしました左近申し、筒井順慶の家臣島左近、柴田勝家と名のりしものを討とりました、筒井順慶の家臣島左近、柴田勝家と名若く、更に修理進には似てをりませぬ、がよく見候へば年齢いたるまで、勝家の平常もたせ候ものに相違ござりませぬと申し、筑前守秀吉公はその首を見給ふて秀吉「うむ、左近が働き適晴れである、ともあれ真偽はしらぬが、勝家とよびしものである、普通の首に准じ難くない」と、仰つた、そこで俄かに供養を尋ね出し、その上に首をすねて、實檢の式を行はれました、勝関をあげたる後、島左近に褒美を遣はされた、やがて筑前守秀吉「これは柴田の家臣毛受勝助が首である、主を延さんために代つて死しつる健氣さ、されば修理進はのびたに違



ひない、すは追かけよ」とこゝに又も秀吉式を發揮した、前田利家の居城趣前の府中に驅つて、秀吉公は利家に對面、二十一日の夜は府中の脇本に止宿をいたしました、愈々島左近勝家の方へ使者を勤むる一節……。

第十九席

さても北庄の城中へおちました柴田修理進は、籠城の用意をいたしました、後藤又兵衛基次の計略によつて、勝家の股肱と頼みました佐久間玄蕃允、並びに柴田權六が生虜となりましたから、「今はこれまでなり、自害を致さん」と覺悟をきめてをりました、秀吉の餘りエラすぎるから、當時の人物皆あかんやうにみえますが、勝家といつば瓶割柴田といつて、その又家來の猛將、越前北庄五十万石の大守でございませう、その又家來の

佐久間盛政といつば、鬼玄蕃といつて、武藏坊辨慶のやうな男でございませう、この賤ヶ嶽の役に生虜となつて、秀吉公の前に出た時、秀吉公もこれ程の人物、殺すはおしいと思はれたから秀吉貴殿は武勇逞しきものであれば、命を助け大國を興へるであらう、我に仕へられよ」と仰つた、すると盛政大口あいてうち笑ひ、盛政もし我を免して大國を興へられれば、貴殿も跡今の如く、わが爲に縁絶の辱しめをうけられるでござらう、命を助かり國を得るは、厚き御恩にござれども、また勝家の恩を蒙つて報ひざる時は、武士の本意にござらぬ、速かに死を賜はるより外、他事にござらぬ」といつた、秀吉公これをきかれて、心中大いに成じられ、「あゝおしき人物を殺すわい」と思はれたが、遂に志しをとげさせて、斬刑に決せられた、その時盛政盛政「今生の望みには、大紋つけて紅裏の廣袖の小袖、白帷子に香を薫べて賜はりなば、我れ一期の晴にござる、風流も爰につ



島 左 近

「さまする」と望んだ、秀吉公その優長を感じて、これを與へましたから盛政は大いに喜んだ、さうしてこれを着て京中を引廻された、愈々刑に臨んだ時に歎じていふには「盛政あゝ我れ、阿男の言を用ひつして、遂にこゝに至つた、たい恨らくは猿面冠者をして虜となさなんだこと、いかにも残念だ」と叫んだ、餘りの大言だから、檢視役の淺野長政が、「控わッ、無禮者めッ」と叱りつけた、靜かに長政を仰ぎみたまへた盛政「盛政」なにが無禮ぞ、大將の志しは、その方等に言聞せんも如何であるが、今はの際に申しさかすであらう、かの頼朝は、一旦虜の身となつたが、終に平家を討平げて、父の仇を報じた、これを大將の志といふのちや、その方しらぬが馬鹿者ッ」と長政を睨みつけて叱つた、これには長政一句も出なかつた、見る人は「あゝ天晴れ大將の盛政かな」と感服せぬものはなかつた、それより盛政は料紙硯を請よて

島 左 近

世の中をめぐりも果てぬ小車は、火宅の門をいま出づるなり、といふ辭世をよみ、敷皮の上に住直つて盛政「それうてッ」と顔色平生の如く、従容として死についた、時はこれ天正十一年五月十二日、生年三十才でございます、さてこれ程の人物が今虜となつたのでございますから、勝家が力を落したのもむりはございませぬ、かくして二十三日の夜は、酒樽多く取だし、肴菓子役所々々へ配分し、いづれも今生の樂しみ、今宵限りなるといふので、酒宴を始めました、とり／＼にのみつ唄ひつ、さまざまに舞狂ひ、いと賑はしく聞へました、その夜も稍更け渡る頃、中村文荷齋の場に立いでました文荷申しあげます、只今筒井順慶法印の使者、島左近、松倉右近の兩人入來にござります、この披瀝をさきて柴田勝家、勝家「む、筒井の使者でな、さては筒井法印、定めて支蕃允に腹切らせ、勝家に剃髪



島 左 近

染衣の姿となつて、いづれの寺院にか住居せよ、権六には泉州  
 か伊賀の内を、一國當行をうといふのであらう、その外に使者  
 の口上あるべき筈はない、一應確めみよ」とうち笑ふた文荷委  
 細承りましたと文荷齋使者に向ひ文荷使者の趣き何事にごさ  
 りまするや、勝家申す條は、斯様々々にござります」これをき  
 いて島左近左近いかに柴田どの御意の通り、筑前いさか  
 疎意を存じませぬ、御同心に於ては、早々誓紙を進じ申すべし  
 と、くれぐれも申しつけてござります、文荷左様にござります  
 か、今暫らく……文荷齋再び來つて、勝家にこの趣きをのべ  
 たる後文荷いづれにもせよ、島、松倉兩人に御面會、然るべく  
 存じまする」と勸めた勝家うむ、いかにも道理じや、然らばあ  
 をう」そこで勝家は、天守を下つて大廣間に、島、松倉を請じ  
 ました勝家筒井どの、年來の悪意を忘れ給はず、使節をもつて  
 芳情を盡され候事、今生後生忘れがたくござる、御計ひの趣き

島 左 近

他人にとつては尤もさもあるべき事にござるが、これ畢竟、勝  
 家が素性をしろし召さるゆへ、今は最期の形見なれば、お話  
 申すでござらう、そも勝家が祖父にて候ものは、斯波一族の序  
 に連なり候ものながら、織田家長臣の子となり、又父にても候  
 ものも、同じく家老の列にござる、かくいふ勝家もまた、故殿  
 の重恩により、家老として万事を執り行ふたものにござる、さ  
 れば筑前守が故殿の草履とりたりし初めより、木下藤吉郎とな  
 り、羽柴筑前守と立身しつるまで、すべて勝家が執行ひ申した  
 るもの、さるを今猿面郎にかくまで攻つめられて、さて生命が  
 おしいから、髪そりこぼちてとは申し難うはござる、勝家一人  
 同心なくば、法印御房の悪情も、空しく相なり申すべきこと、  
 何程か氣の毒千萬には候へども、この條また勝家一人の耻のみ  
 ならず、父祖父の耻にて候、耻をしるをもつて侍となす、耻を  
 だに忍ぶべくは、侍たる途あるまじく存ずる、法印御坊こそ武



士の胤にはおはしまさぬが、面々はいづれも名譽の子孫でござらう、これほどの道理には迷ひ給ふまじきに、使節として入城あつたのは、定めし勝家何と申す、それきいて一場の笑ひ草にせばやとの本情か、この酒も今宵限りの酔心地にござる、いざ一献酌むでござらう」といひながら、大盃になみくとうけて、島左近にさしたり……。

第二十席

勝家のいふ所、實に武士の骨髄を得てゐる、島、松倉の二人も最早いふべき處はない、感にうたれてさし俯むいてしまつた、勝家「島氏一献、……」と島左近にさした、また外の盃をとつて松倉右近にさしたが、邊りを顧みて勝家「あはれ昔の勝家ならば引出物もなすべけれど、籠城して今はといふ時である、何事

も心に任せない、この金子も今は入用ござらぬ、むさぐるしけれど進ずる、お納めあれ兩名ハツ、有難く頂戴いたします、各々黄金三枚づ、うけた勝家次にこれは勝家が秘藏せし處なれど、今は何の役にもたぬ、各々に形見をして進せる程にといつて、島に真宗の脇差、松倉に兼光の小刀を興へました、二人は涙に咽びながら兩名かゝる御説を蒙ること、誠にせひなく存じまする、罷り歸つてこの旨順慶に申し、事にごさります、と黄金並びに腰のものをうけとつて、城をでました、かくて島、松倉の二人は、急ぎ本陣に歸つて、順慶にかくとつげますると、順慶法印もよと計り涙に咽んだ法印いかにも道理至極である、返すべき言葉はない、さりながら今一度城中に至り、斯様々々いふてみよや」と今度二人に、柳二十荷、鮮鯛二十尾を持せてやりました、島、松倉の二人は、最早勸めた所でだめだと思ふたが、主命だから據ちなくいつた、果せるかな



勝家の言葉に烈しい勝家「いふべき言葉は、最早先にいひ盡した  
り、使者に對面その詮はない、但し柳並びに鮮鯛は、城中に今  
ほご乏しきもの、厚意悦びいつてござる、生をかわて後、報答  
申すでござらう、と返答いたせし」と執次にいはせて、遂に二  
人を城門より内らにいれなかつた、かくもあらうかと二人は、  
筒井家に立歸つてこの由順慶に復命致しましたが、勝家は遂に  
天正十四年四月二十四日、吉廣の刀をもつて阪十文字にかき切  
り、中村文荷齋これを介錯した、文荷齋は返す刀にて切腹をし  
た、その時は申の刻ではや城内一面に火の手廻つて、炎々と燃  
え上つた、實に人の末路ほど憐れなものはございませぬ、勝家  
の辭世は、

夏の夜の夢路はかなき跡の名を、

雲井にあげよ山郭公

といふのでございます、年五十四才であつた、さて序でござい

ますから申しあげますが、北庄落城いたしましたから、筑前守  
秀吉公には、入城あつて所々を巡見し給ひたその時、長岡藤孝  
入道を見返つて秀吉藤孝、一首所望……」とあつた藤孝は……  
さのふまで城の修理せし勝家も  
けふは柴田の灰となりけり  
と言下に申しあげた、筑前守はその即智を感じ大いに興じ給ひ  
ました、それが、それ、勳功あつたものに褒賞あつて、愈々北國は  
平均に治りました、この柴田攻は大合戦もございますから、中  
々、話が長うございます、本講談に關係した所だけを申しあ  
げました、さてこれから秀吉公は攝州石山の地に大城を築いた  
即ち大阪城で、天正十一年七月に事始めあつて、數十万の工匠  
を集め、工事を急がれました程に、日ならず出来上つた、そこで  
吉日を選んで、山崎寶寺から大阪城へ引移られた、筒井順慶の  
屋敷もできました、即ち只今でも順慶町といふのが残つてゐる



島 左 近

堀久太郎の屋敷跡は久太郎町、片桐の屋敷跡は片桐町、今は片桐町となつてゐる……、所がこゝに一大事變が起りました、島左近の身の上は、變動が起つてきた、といふのは大阪城ができた、その翌年、即ち天正十二年八月十一日に、主と頼んだる順法印、大和郡山で十八万石餘も領してゐた筒井の大將が、生年三十六才で死んで了つた、大變若死でございました、實子が、ない所から、姉婿慈明寺左衛門順國の子定次をもつて、養子といたしました、即ち筒井加賀侍従と申した人でございませう、然るにこの人色に溺れ酒に狂し、佞人を用ひて政事に非義が多い、そこで島左近友之、たびく謀めたけれど、少しも聴いれない、據らないから左近は、筒井家を浪人してしまつた、諫めて用ひられんければ去るといふ筆法で、一万石の知行も一番家老の職掌も、弊履の如くにしてしまつた、**「露面白くもないコンな馬鹿大名に仕へるものは、此方が馬鹿だ」**と家族一同引つれて、

第二十一席

島 左 近

住なれました郡山の城下を立退いてしまひました、果せるかなこの筒井定次は、慶長十三年六月に相なつて、奥州岩城平へ配流されて、國除かれた、さうして元和元年正月五日には、嫡子宮内少輔順定と共に自殺をして、筒井家はこゝに絶わてしまひました、それで島左近の生涯は二つに分れます、前の半分は筒井家時代の島左近、後の半分は石田家時代の島左近となる、いよ／＼これより石田の軍師島左近で講ずるごとに仕ります……。

さて左近友之が筒井家を浪人いたして、石田三成に仕へまするまで、即ち浪人中の間は僅かに二月か三月でございます、この間彼方此方と遊び歩きました、よき主人あれば仕へんものをと思ひましたが、どうも自分の氣にいつた様な人は少ない、と



島 左 近

いふてこの儘朽ちては残念と心得た、大和柳生莊の柳生但馬守宗龍、同又右衛門宗矩父子は、左近とはいたつて懸念の間柄でございませうから、頻りと徳川家康公に仕へてはごうかと勸め、眞平御免だとも左近の氣象として、家康のやうな男は嫌ひだから、眞平御免だとも左近の氣象として、家康のやうな男は嫌ひだかさいて、名ある大名から禮を厚ふして抱わやうとしてきた、けれどもそれら一々にはねつけ丁つた、が左近獨りつく／＼思ふやうに、今の天下は豊臣秀吉公である、足輕より起つて天下を掌握した大英雄、古今東西にこれ程豪い人はあるまい、わが仕へやうと思ふ人は、この一人であるが、さてその傳手は誰に頼んだのか、豫々心易くいたした人は、いま水口の城主をしよる石田三成、まづこの人に頼んで取持をして貰おう、といふので、石田三成に周旋方を頼みました、所が三成もさるものぞございませうから、左近が將略あるをしつて、推舉の事を承諾

島 左 近

しなから、まず己れが上客として厚くこれを待遇した、それ故前にも申しあげましたやうな次第で、遂に家臣となつたのでございませう、秀吉公も三成がよき家來を抱いたのをきかれて、大いに喜ばれ、左近に目見えを仰せつけられた、その時秀吉は、治部少輔と相談して、天下の政道にも心をつけよ、と仰やつて手づから紋付の羽織を賜はつたといふ事でもございませう、さてそれよりまもなく三成は、即ち天正十六年に五奉行の出頭と相なつた、さうして江州佐和山の城主となり、二十三万五千三百石を賜はつた、それに役料として十八万石、都合四十二万石程の大守となつたのでございませう、世間では三成を謀叛人のやうにいひまするが、豊臣家のためには大忠臣でございませう、謀叛を起したのであつたら、關ヶ原の合戦に、あれ丈の大名が味方ををいたしませぬ、徳川氏の時代にできた本は、皆徳川の都合のよいやうにできてある、依て眉毛に唾をつけて見ないと、忠臣



島 左 近

も謀叛人になつてしまひます、徳川の遺方などは、實に憎むべき所業で、難波戦記を御覽しても解ります、大阪陣の事はよく御承知でございませぬが、序に申しあげたいのは寛政夢物語、中山前大納言の一條でございませぬ、事は寛政四年の事ですが、關東即ち徳川家から、京都の關白鷹司のへ、五箇所の難問をいつてきた、第一は勅使が關東にて登城の砌はいかやうの勅使にても下座を致さぬ、第二、御即位御入内の節は、上使を登すと雖もその外は上使をたてまじき事、その外に尙三つある、何れも不忠不義、言語道斷な事をいつて、御返答を承はりたいといふてきた、それゆへ鷹司殿は大いに驚き給ひ、まづ使者を歸された後、月卿雲客残らず、明日清涼殿に參集あるべき由をばふられた、かくて翌日早朝より關白殿下參内あると、諸卿も皆々集り給ひましたから、殿下則ち五ヶ條の難奏を諸卿に見せたまひ、殿下宜ふやう 關東近頃武威に

島

左

近

誇り禁廷を蔑しるにしたる振舞、先だつて太上天皇入貢千石二つて答へける事、言語道斷の次第である、各々如何存せらるや、敷代の朝恩を思はれなば、所存を殘さず申しさけらるやとあつた、諸卿は何れもこれをきいて、關東の申し條奇怪至極、この儘には差おき難い、條々申しふせずんば、聖徳忽ち地に廢れ、武威いよく盛ならん」と怒髮冠をつかん有様であつた、そこで色々評定があります、さてそのお使にゆく人がない、誰彼と評議になりました、前大納言中山愛親の難問を申し破らうとでられたは、前大納言中山愛親の難問を申し、この人は中々の器量人だ、そこで傳奏は正親町前大納言の、議奏は中山前大納言の、正月の下旬關東へ下向したまふ、中山どのに於てはこの度の使節、朝恩に報し奉つらんと一筋に思ひ給ふ所から、武士の戦場に赴くに等しく、御簾中公達方へも



お暇乞の酒宴を催され、心静かに御出立になりました、やがて道中無事、二月七日に傳奏屋敷へおつきになつたが、正親町どのはこれまで傳奏の役目として度々おいでになつてをり、又柔らかな方でごさいますから、關東の役人とは懸意になつてゐる、所が中山どのは今度始めていごさいますから、どういふ氣質の人が解らぬ故、關東の方では老中松平和泉守から、商家の六角伊豫守に命じて、關東の内意を傳へに遣はした、そこで伊豫守傳奏屋敷へまいつて、正親町どのに向ひ、伊豫中山どのに御見参仕りたうござるから、この旨お傳へ下さるやう」といつた、中山さんは關東の奴の度膽をぬいてやらうと思ふから、前に伊豫守がきた時には正親町どのに所勞だからあはぬと斷つてくれと頼んである、正親中山どのの所勞ゆへ、先刻も對面なき由申された、御面會になるまい、伊豫然らば拙者御殿所へまいるでござらう」といふ、そこで正親町どののは、かくと中山どのに通

第二十二節

じられ、やがて六角伊豫守を案内して終所へ通した、すると中山さんは仰むまにねて、近習に腰をさすらせてゐられます、實に愉快々々、餘談に渡つて恐れいりますが、モウ少し饒舌らして戴きます……。

中山どののは一泡ふかせてやらうと思ふから、仰むけになつたのをまゝで中山どの、六角とやらん許しくれられよ、道中旅勞れの上持病さし起り、甚だ難儀ゆへ、先刻も對面いたるなんだが、たつてあひたき由につき、迷惑ながら面會いたす、依つてこの儘にをるが、和泉守より申しこさるゝ趣きは、道理の儀ぢや、さもあるであらう、度々の入來念入の段、随分承知いたしました、と申された、和泉守よりの内意といふのは、この度御登城の節は



島 左 近

例よりも万事御丁寧のお取計ひなされたいといふのであつた、  
 そこで伊豫守伊豫その御答を承はりたく、數度參上仕りました  
 所、おしておあひ下され、忝なく存じます、御病氣随分御  
 加養これありまするやう」と挨拶をした、すると中山さんは癩  
 のさしこんだる体で、クルリと横になられ、何の返答もいたさ  
 れぬ、併し神色は少しも變せず、つねの通りに見わ、子供を扱  
 ふ如き有様でございますから、六角伊豫守も、さては只者では  
 ないと恐れ怖れて、早々暇乞をして立歸り、和泉守へかくと委  
 細に申しのべた、和泉守はさもあるであらうといふので六角、  
 有馬の兩豪傑をよんだ、和泉中山どの、動靜をさくに、登城の節  
 定めて不都合もあるべしと思はれるから、豫て心得られよ」と  
 内達をした、よつて六角、有馬の二人は相談をして、「下乗橋  
 御門へさし掛られたなれば、下乗々々と聲をかけ、万一おして  
 乗いる事などもあらば、乗物の榎端へ手をかけてなりとも、押

島 左 近

戻し申すべし、それにても尙彼これ申されなば、御不案内ゆへ  
 御介抱申しあげ候をかけて、下し申すべし」と示し合せた、さ  
 て登城はいよいよ十二日辰の刻と定つた、使者をもつて申し遣  
 はされたから、兩脚御承知これあつて、その用意に及ばれまし  
 たが、かくてその日に相なりますと、傳奏正親町大納言どの  
 は、辰の刻出門にて辰の口から御登城になります、先例の通り  
 下乗あつて、殿上の間へ通られましたが、然るに中山どのの早  
 や巳の刻に近いきれども登城がない、そこで月番の老中松平和  
 泉守は、「さてこそ推量に違はず剛戻である」と大いに氣をも  
 んだ、幾度も遠見をいだしたけれど、一向に登城の様子がない  
 から、かくてはならぬと、高家六角伊豫守を招いて和泉推量の  
 通り中山どのの、今日の舉動不敵である、其許傳奏屋敷へいつ  
 て連來られよ」といふから伊豫守伊豫委細承知仕りました」と矢  
 を射る如くに馳参つた、遅参の由を急遽しく申しかれると、暫



島 左 近

くあつて中山どの、しづくといで給ふた、その行装は、白紋の狩衣を着し、紫地の綾織に、八つ藤の紋散しの刺貫をはき給ふた、玄關にて對面あり中山やア六角伊豫守、これは出迎へ太儀……と仰つた、六角は心中大いに腹をたてよつた、「運參ゆへに呼たてにこそ來りたれ、出迎へなごとは過言千萬な」と思つたが、さうも言難いから伊豫ハ、ン、御登城時刻甚だ御延引ゆへ、憚りながら御催促にまいりました」いふてゐる間にかれこれ時刻がのびたから、またく有馬刑部太輔も催促にきかた、中山さんは尙も答めてやらうと思ふから中山あゝ、今日登城をいたす筈であるが、所勞未だ快からぬ、よつて尙保養を加へ、全快次第參るであらう、この由立歸つて申されよ」とあつた、二人はソンの事をして貰ふては、大變だと思ふから、言葉をと揃へて二人「輔佐松平越中守、今朝よりお待ち申してをります、只今に至つて左様の仰せは、甚だもつて迷惑にございま

島 左 近

す、何分にもおして御登城願ひあげ奉ります」とのべた中山うむそうか、左様の事ならばおして參るであらう」いふので乗物に乘られて、行列正しく出門ありました、豫て下部の面々に申しつけてありますから、いとも静かに練出された、六角、有馬の二人は驚いた兩名中山どの、どうかお急ぎ下さるやう、左様の行列では時刻が移りますから……後より追たてた、何程迫たて、中山さんの行列はしらの顔、まるで蝸牛が入唐する如きの行列、傳奏屋敷より御本丸大手まで、僅か四五町の道を、を、大概一時半もかゝつて練來つた、やうく大手御門内へはいられました時、餘りの遅刻なりとあつて月番の松平和泉守、殊のほか氣を苛つて、途中まで出張つてをります、中山さんもこれをみつけて、鶴脇の近習をよび、「斯様々々申せ」と囁き給ふた「承りました」と近習馳まゐつた近習あいや和泉守の出迎ひ太儀でござる、中山御挨拶にござります」と大音に呼



はつた、これをきいて和泉守は大いに立腹した、けれどもさあ  
 らぬ体で和泉守御返参ゆへ、これまでまいりましたござりま  
 す」といひおいて、すぐに引返した、さうして御立關で待うけ  
 ました、かくて下乗の場に至りますと、誓固の武士大音に、  
 下乗々々」と聲をかける、それをさかぬ振した中山卿の行列は  
 今までの行列とは事變り、矢を射る如く七八間進んだ、六角、  
 有馬の二人は、さてこそと思つたから、息をきつて先へ廻り、  
 あいや御下乗々々、中山どの御下乗」いへども聞ね振して、  
 尙も進みゆく、有馬刑部太輔今は堪りかねて、棒端に手かけて  
 力に任せて突戻した、近習の面々赫と怒り、「こは狼藉なり、  
 無禮であらう予」と答めた有馬御不案内ゆへ御介抱申しあげま  
 する」いふ聲きかれた中山卿御の中より聲をかけ中山やをれ刑  
 部、先に和泉守よりの内意に、今度は万事御丁寧のお取扱ひに  
 なさると申しこせしが、それが丁寧の應待といふものか、どう

ちや」と答められた、實に愉快々々、不埒千万なる徳川でござ  
 います、もう少し中山卿をたさぬと、胸がスツと致しませぬ。

第二十三席

有馬それはお心得違ひでございませう、中山どの中山いや、先  
 日も和泉守、わざわざ六角をもつて、登城の砌は云々の旨承知  
 下されよと、再應申しこされたではないか有馬いやその儀は各  
 々様より……」いはせもはてす中山どの中山さらば和泉守に尋  
 ね来るがよい、予は左様の事きいた覚えはない」とありました  
 から、有馬刑部太輔はうろつく中に、中山どの、乗物は、お立  
 關までズツと平付につけました、中山どの徐々と立いでたま  
 ひ、何の會釋もなく松のお廊下から、殿上の間へ通りたまふた  
 やがて定め席につきまますといふと、月番老中松平和泉守が



島 左 近

立いでた、和泉守正親町どのに向うて和泉去年五ヶ條の儀、奏問に及びました、それにつきこの度兩卿をお招き申しましたは右のお答へを承はらんためにござります」といふ、これをきいて中山どのの中山いかにも正親町どの並びに予も答へ申すであらう、併し物には順逆ある、まして君臣の間においてをや、畏れ多くも聖上には、先だつて太上天皇内貢千石二千俵の事を宣下ありしに、今にその沙汰がない、先の事より埒明すしては事順でござらぬ、その返答によつて五ヶ條の儀も答ふるでござらう太上天皇のことは如何である」と、のべられた、和泉守はムカ

くしてゐる所だから和泉正親町どのこそ尋ねまらすれ、貴卿には承はりませぬ」と返した、すると中山卿は氣色を正して、中山これは異なる事を申す予今日所務につき得まいらぬと申せしを、追々迎を差こし、この所まで引よせながら、今また予にとはすとは何事ぞ、左程用なき予を、何故に強て呼よせられしぞ

島 左 近

そもく五ヶ條の事については、議奏の内下向すべき旨申しあげられたではないか、予はその職である、依て兩人、勅諭を蒙つて下向いたした、これ私の事ではない、然るを一人に問ひ一人にとはすとは朝廷を輕んずる非禮不敬の至といつてよからうその儀は追て沙汰に及ぼうが、太上天皇宣旨の儀は如何である」と詰かけられた、和泉守は粗言をいつた上に、中山卿の勢ひにのまれて、グツと詰つた中山和泉守、返答はどうじや一言もないから和泉守は顔を眞赤にしながら黙つてゐる、見るにみかねて氣轉を利かした同役の太田備中守、兩卿に向ふて備中あゝ御兩卿、今日は折角の御登城なされました處、老中松平越中守所務に罷りあり、それゆへ御對談仕つり候事相叶ひませぬ、近日當方より御沙汰を仕りまする間、今日は引とり下さいまするやうに中山卿は心中たかしくて堪らぬ中山うむ、天に不例の風雲あり人に不時の病あり、予も今いふとふり、今朝より所務



島 左 近

の處、越中守相まをらるゝ由にて、しひて登城いたすべき旨  
 六角、有馬の兩人申しさけるゆへ、しひて登城いたした、却つ  
 て越中守所勢とはいかなる評ぞ備中仰せの如く、今朝より御登  
 城をおまち申しをりました所、御遅参ゆへ不時の所勢さしおこ  
 り、退出仕りましてござりまする」とにげた中山うむ、然らば  
 せひもない近江罷りいづるであらう」といふので、兩卿は旅館  
 へ歸られましたが、かくて寛政五年二月十五日、傳奏屋敷へ  
 使者として、高家六角伊豫守がまいりました伊豫明十六日は將  
 軍家御簾出御にござりまする間、辰の上刻御遅参なく、御登城  
 これありまするやう」と申しのべた、兩卿は承知の旨御返答に  
 なりましたが、御簾出御とは、畏れ多くも聖上陛下の出御あら  
 せらるゝ事でございます、それをば將軍家が用ゆるなんて、借  
 上もこの上ない、實に畏れ多いことを徳川はいつたもので……  
 將軍家は立派な装束にて御簾の内に出ている、その後には尾張

島 左 近

大納言、紀伊大納言、一橋大納言、田安中納言が列座いたして  
 ある、水戸宰相は將軍の左脇に並んでゐる、これは問答の節、  
 万一越中守が返答でき難い事なれば、副將軍の家柄でございま  
 すから、將軍に代つてお答へをしやうといふので備へて居ます  
 下段の御簾側近くには、老中筆頭松平越中守、次に老中松平和  
 泉守、太田備中守、松平伊豆守、少し下つて高家六角伊豫守、  
 有馬刑部太輔、向座少し下つて傳奏正親町前大納言どの、議奏  
 中山前大納言どの、座を設けました、それから、お敷居際から  
 加賀宰相、松平中相その外國城主、譜代外様の諸大名、在府  
 の面々綺羅星の如くに居並びました、何れも威嚴を保つて、  
 言開かせじと構へました、さて刻限にも相なり、誠に古今稀な  
 る問答でございますから、みな、  
 まつてをりますると、やがて例の如く正親町どのは、時刻を達  
 へず辰の上刻に出門あつた、前々の如くお玄關前御門外にて下



乗なし、しとやかに登城をいたし、案内の通り着座をいたしました、所がはや巳の刻にも近づいたけれども、相變らず中山を登城をしられない、月番の老中松平和泉守は、大いに氣をせいで、「今日は尋常の事ではない、登城延引に及んではと六ヶしくなる」と、また追々遠見をだしましたけれども、また出門の様子もございませぬから和泉正親町どの、中山どのは如何の御様子でござらう正親今朝少々所勞の様子にみえました、が、やがて登城ありませう和泉どうも困りましたな正親何ゆへ遅いのでござらう、一向要領をわかない、「さらばとて高家をよびに遣はせば、出迎ひ太儀なぞといふ、これも口おしい事ぢや」と和泉守は、内々にて氣を焦つてをりましたが、その中にはや午の刻にも近づいてきたが、それでもまだ登城の様子がございませぬ……。

第二十四席

和泉守は益々氣を焦ち、「かく大勢列座して、親々堂々と待てるが、將軍家の御前であれば、雑話もならぬ、上様にもさぞかし御退屈遊ばさるゝであらう、誠に恐れ多いこと、かくては叶ふまい」といふので、六角伊豫守をよびました和泉伊豫どの、御太儀ながら旅館へまいり、有無をいはせず手込になりともし、引つれられたい「中々鼻息が荒い、伊豫ハ、承知仕つりました」と伊豫守、早速傳奏屋敷へはせまいりました伊豫「今日は上様早天より出御にて、貴卿を相まされ給ひまするは、最も常体の事にござりませぬ、然るに何ゆへに遅参いたされまするや、即刻御登城相なりまするやう」と急遽しくのべた、近習取次いで右の趣きを申しのべますると、中山さんきかれて、斯



島 左 近

様々々答えるやうと言つてつけられた、そこで近習立いで、六角伊豫守に向ひ近習今日罷りいづべきの處今朝より持病さし發り、甚だ難儀いたしてをる、只今保養を加へ罷りありまする間、快氣次第登城いたすでござらう、その旨お傳へ下されたいと申されましてございます」いはせもはてす六角伊豫守は、大いに氣色をかへた伊豫、只今に至り左様のことを宜ふては、甚だ面倒にござります、假令膝行にてゆき給ふと這てなりとも、御登城なくては叶ひませぬ、早々この旨申しあげ下さるやう近習いや、關東はしらす、京都にてはそんな事を取次に申したる事はござりませぬ、拙者共より主人に對しては、申されぬ言葉でござりますから、直に申しあげ下さるやう」といつて取あはぬ、何といつても取あはぬから、その中に時が移つてきた、そこへ又々有馬刑部が、跡より催促にきた伊豫、刑部どのか、實は斯様々々に申されるにつき、所詮權威にては行届くまい刑部成程、

島 左 近

然らば斯様々々と申してみやう」いふので兩人が相談をいたしました、兩人今朝より將軍家を初め、老中諸役人膝を屈して相まぢ罷りありまする、御苦勞ながらおいで下さるやう、さなくては正親町どのにも御迷惑の旨申されました、この旨更にお傳へ下さるやう」といひひかれた、近習はこの由を傳へたから、據らないと中山卿は、やゝあつて裝束を改め、杖に絶つてしづくと立いでられました、中山先刻より所勞の段を申し達したけれども何れにもまいらすしては叶ふまいに申さるゝにより、せひに及ばず杖と乗物に助けられてまいらう、二人は喜んだ兩人、辱けなう存じます、何卒お急ぎ下さいまするやう」あつた、中山卿は乗物にのり給ひ、行列以前のことにたてられました、が、どうもはやその行列の静かな事、虫がはうてゐるやうだ、六角、有馬の二人も驚いてしまつた、此方は和泉守、將軍家の御機嫌を盛りかねて、心ならぬから途中まで出てをつたが以前



島 左 近

に手懲りしてゐるから、中山どのの乗物が、追手御門内へはい  
 るのを見て、早々に引返した、それから中山どのの乗物は、御  
 門々々をはいつて、お支關前御門へ來掛つた、その時鞆固の者  
 共又もや、「下乗々々」と聲かけた、それをばさかぬ体で、ズ  
 ヲと進むを、「この度は是非共下乗さすべし」と豫て期したる  
 事をごさいますから、六角有馬の兩人は、乗物の先に立塞つて  
 兩人「中山どの下乗いたされい」と大音に呼はつた、けれども尙  
 耳にもいれず進みいる、かの人々は腕をまくつて棒端に手をか  
 け、二三間押戻した、近習のもの、「こは狼藉であらう」と答  
 めた兩人「御不案内ゆへ、御介抱申します、大臣の外乗つけ叶  
 ひ申しませぬ」と答へたから、中山さんは乗物から顔をだされ  
 て中山「コレ、予は今日所勞につき、得まいらぬと申せしを、ま  
 いらいでは叶はぬと、各々がしひていはる、故、然らば乗物に  
 助けられて參るであらうといふので來たのである、病をおして

島 左 近

參つた事ゆへ、一寸も歩む事は得いたさぬ、さればとて今申さ  
 る、通りにて、強いてゆかんとせば、その方達の落度と相なる  
 であらう、また關所破りも同然などいはいはれやう、かれこれ氣  
 の毒であるから、今日はこれより罷り歸るであらう、その旨傳  
 へ下さるやう、者共、乗物を返せい」と仰せになつた、ハツと  
 答へて乗物を廻さんといはしたから、六角、有馬の二人は大い  
 に困じはてた、「はてさて迷惑千万、持除したる事かな」と思  
 ひ二人「中山どの、まづ暫らくおまち下さるやう」いひをい  
 て駈だし、和泉守に右の次第を申し入れた、和泉守も一存では  
 定め難よございますから、松平越中守へ談じた、越中「病氣とあれ  
 ばせひに及ばぬ、乗物をつけさせるがよからう、併し何分重ね  
 ての例にならぬやう、計らはれよ」とあつた、そこで六角伊豫  
 守承はつて、また馳いで右の趣旨を申しのべると中山どの中山  
 いかにも心得申した、なか／＼例にはいたさぬぞ」とあつて、



仕丁ども大手をふつて、お玄關へ平付にぞついたりける、それより中山どののは、乗物より立いでられましたが、並居る人々には會釋もなく、ズツと通り給ふた、正親町どのには、最早お席へ出座なりといふ故に、すぐに大廣間へいつて見ますると、上段には御簾をかけ、老中を初め諸大名、綺羅星の如くに列座してをります、中山どののは心の中に點頭いて、「む、さては威殿をもつて取控がんといふ結構であらう、然のみならず我々着座の席、老中の對座より少し下つてみゆるは、罪人を糺明する心持であらう、奇怪な事どもである、さて正親町は篤實家といはうか何といはうか、此のよいにも程がある、何にもせよ我は陪臣の對座につくべき謂れはない、この企ての裏をかいてやらう」と微笑みながら中山正親町どの、お若座お心得違ひでござらう」といひつゝと通りぬけて了はれた……。

第二十五席

するとたれやら、「中山どの、御着座々々」と聲をかける、それをばきかぬ顔にて、御簾際まで通りぬけて、中啓を正してたち給はれました、すると又傍らより大音にて、「御簾の内上様着御にて候間、御下座ありまするやう」と聲をかけるものがあった、中山どののはシロリと見られて、六角伊豫守をよび中山伊豫、今谷めしはたれちや伊豫ハ、太田備中守にござります、中山「うむ……、備中、備中、聖上陛下この所に御座あるべき様はない、上様着御とは誰のこと」と答められた、すると傍らより、「いや公方着御にござります」といふ、中山どの又六角をよばれ中山「今また答へしは誰ぞ伊豫松平和泉守にござります中山」なに泉州か、公方の着御とは何たる事ぞ、汝達の申すは、



島 左 近

東の代官の事か」手殿しくいはれましな和泉これは天下の政  
 事を改むる政所にござりまする、依てお着座これありまするや  
 う中山なに政所、泉州よく承はし、そもく政所といふは、一  
 天万乗の君、紫宸殿に出御あつて、君南面して向ひたまひ臣北  
 面してこれ奏す、君万機の政事を、勅裁あるを政所と稱する事  
 紫宸殿に限つてをる、紫宸の文字尤も仔細あり、田舎者のしる  
 事ではない、その外に政所と稱ふことは、この中山は承知せ  
 ざる事である、と呼はり、尙も仰むけに反返り、御簾の内をハ  
 ツタと睨み中山高御倉に座を設け、天子同様の振舞、加之なら  
 すこの所を猥りに政所と稱する事、その昔の相馬小次郎將門が  
 謀叛にも、おさく、劣らぬ振舞である、御簾を巻あげ、禮讓を  
 もつて人に接すれば、我もまたこれに報ゆるであらうが……」と  
 カラくと打笑ひ、ドツカリその場に坐られました、和泉守  
 に向ひ中山も公方宣下といふは、足利三代將軍義満に對し、

島 左 近

時の帝より宣下し給ふたもので、この外に公方の號あることを  
 さかね、また政所と稱する事、政所と申すも文字はこれ同一な  
 れども、君と臣とによりて音訓の差別がある、學問によらざれ  
 ば、文字に暗き和泉守によも解るまい、この所は諸賊刑罰の相  
 談場所といふべきもの、但し童子同様のものもしる事ではない  
 斯様の所にて頭をさぐれば、冠の穢れとなる、併しながらその  
 方達も、老中の職として證據なき事は申すまい、公方の宣旨、  
 政所の宣下を拜見いたすから、これへ出さるゝやう、如何でこ  
 ざるな、この儀はいかに、返答あれい」といひつめられた、元  
 來老中衆は、此方より難問五ヶ條の返答をさくたしと思ひ、そ  
 の事の答話をのみ考ねてをりました所が、思ひの外なる言葉答  
 めに、英氣を挫かれてしまふた、固より覺悟してをつた事でこ  
 さいませぬから、何と答ふべき様も無い、その上諸大名の聞  
 る處にて、田舎者の童子のと悪口をせられたから、和泉守今は



島 左 近

座席にも堪りかねつと座をたつて退かうとした、中山ごのはこ  
 れを御覧になつて、心中おかしくつて堪らぬ中山いかに泉州、  
 中言に座をたつとは、無禮とやいはん、泉州、返答いかに……」  
 と呼ばれたが、和泉守は返答ごころの騒ぎでない、後をも見すし  
 て退座してしまふた、そこで老中の筆頭松平越中守定信が代つ  
 て、返答に及んだ、結局中山卿が言勝つて、京都へ歸られたの  
 でございませうが、この問答はまた大變に長いこれを申しあげて  
 をつては中山問答に相なつてしまひますから、これで止めおき  
 まして、本題に移ります、兎に角徳川の遺方は甚だ面白くな  
 い、それが御維新になつて幕府が倒れ、王政復古の御代と相な  
 つた、誠に有難い事でございませう、餘談にいらまして甚だ恐  
 れいりませうが、近頃文部省では通俗教育なるものができま  
 して、追々講談なども改良され、講談を通俗教育の方に用ひら  
 れるやうな時節になりました、巴に大阪では淳風會なるものが

島 左 近

でき、講談を改良しやうといふ話になつてをります、嘘八百の  
 事を申しあげてゐる時節とは違つてきましたから、我々同業者  
 は、大いに奮發して講談を改良しやうと思つてをります、それ  
 ゆへッイ餘計な事をも申しあげ、様々な次第で、その邊を惡から  
 す御容赦を願つておきます……さてこれより關ヶ原合戦にお  
 ける、石田の軍師島左近が働きを申しのべて、本編を了る事にお  
 仕ります、尤もこれも枝葉の所を申しあげてをつては到底読み  
 きれませぬから、島左近一筋に申しのべて後は後編に譲ります  
 るが、さて石田次部少輔三成は、徳川家康を滅さんければ、  
 豊臣家安泰でないといふので、十七ヶ條の罪を鳴して、家康に  
 詰腹切らせんと企てた、所がこの事却つて加藤清正だの福島正  
 則だの、加藤嘉明だのといふ、同じ豊臣家の忠臣でありながら  
 平生から三成とは仲が悪い、その七人の大名の怒りを買ふた、  
 めに、三成は七大名に襲はれた、既に討たんとした所を三成は



島 左 近

伏見にゐた家康の方へ逃こんで救ひを求め、やうく一命を助  
 かつた、三成が自分の敵としてゐる家康方へ逃こんで、救ひを  
 求め、なんて、普通の人間ではできません、また家康がこれを  
 救ふてやつたといふのも、その奥底なかく深い譯がある、兩  
 方共計りあつてゐる所が、即ち蒙い、併し三成はこれがために  
 奉行職を放され、本城に蟄居といふ事に定つて、七大名の怒り  
 をといた、三成がこの七大名に憎まれた事は、關ヶ原の合戦に  
 敗れた一つの原因で、三成の爲には誠に悪い事でございますし  
 た、その邊の詳しい事は、魯山が先には誠に悪い事でございますし  
 いふ表題で口演いたしましたのが、出版になつてをりますから、そ  
 れに就て御覽を願ひます、そこで愈々三成は、本城佐和山、そ  
 れゆへに心中快々として樂まぬ、不快の体でありますから、島左  
 近友之、その心中を量つて、三成を閑所へ請ひました、左近諫

言の一席でございます……。

第二十六席

島 左 近

離れ座敷の静かな所で、三成と左近對座した左近御前、兼て御  
 心中に思ひました、事、拙者略ぼ推量いたしました、凶多吉少  
 を計り見ます、この大望の事につきましましては、凶多吉少  
 吉少なうございます、まづ御前の運を考へみるに、只今則ち  
 頂上の所にござります、當城十八万石にて五奉行の頭になりた  
 まふは、廣大の立身にいたしてすぎたる所にござります、かく  
 申せば無禮に似てをります、君の家國は薄氷の如くなるを  
 見るに忍びませぬ、つけ申さぬは信義なきに似てをります、  
 御前、誠心を思召さばその望みやめ給ふて、天下の靜謐、幼  
 君への忠義を盡さん事を計りたまひます、やう、これまでの癡



島 左 近

威は役柄の故にござります、その職に離れ剩さへ隠居の身となり給ひましては、誰か御下知に従ひませうや、我が身の分を辨へずして、及ばざる望みに心を勞するものは、遂に本望を達せし例はござりませぬ、子孫の榮を祈るお心がござりますれば、徳川に隨身して苦心をやめ給ひまするや、また忠義を盡して、名譽を末代に残さんと思めさば、今度家康に救はれたまひしこそ幸ひにござります、暫らく懸志の体に虚構して、いかにもして再會をとげ、徳川と刺違へて死し給は、太閤への報恩、幼君への忠臣とよばれ給ひませう、この二つを差おいて自分の望みを先として、徳川公を討んとしたまふは蟻螂が斧を以て、龍車に向ふが如くにござります、所詮本意を達したまふことは相叶ひますまい、假令徳川公を除さうるとも、太閤恩顧の大名、武勇に長じ智謀に達せし輩は、皆君と不快の仲にござりませぬか、然らば何ぞ心の儘になりませうや、恚ひに徳川

島 左 近

公をうつて、我が望みを叶へんとし給は、不快の彼等のため、却つて亡まれたまふでござりませう、而して徳川公の威勢いよ、盛んとなり、終には天下を掌握せらるゝでござらう、これ犬骨おつて鷹にとらるゝ例へにもれませぬ、天の時は地の利にしかず、地の利は人の和にしかずとござります、これに依て將たらんと欲するものは、仁義を先として人を愛し、人に愛せらるゝを専らといたします、君の大望あるお身に、聊かも人の和ござりませぬ、たまゝ入魂の輩らござりまして、事に望んでは無益の族のみにござります、一人の誹謗をうけても、大事は調ひ難きものでござります、諸侯も多く不快にいたして、いかでか功をなす事ができませうや、この吉凶の利をよく、御勘考あつて、心中の望みをたち、忠義の誠を顯はし七人の大名と和睦して、再び元の役義に歸る御工夫ありたく存じます、君にはお心つかせられませぬ、今度徳川公た身を扶



島

左

近

助し、七人の諸侯を宥めすかして、その懇情を盡し扶助ありま  
 した事、何れも恩案におちませぬ、何れも心得難き所にござり  
 ます、君には絶体絶命の場合なるがゆへに、深く計つて徳川を  
 頼み、難なく救ひを得給ひましたら、定めて欺き負せたりと思  
 ひたまふでござりませうが、他人はいさしらず、徳川公は聰明  
 英智にして、いかで欺くことができませうや、必ず深き所在わ  
 つての事にござりませう、然らば愈々此方より御思慮あるべ  
 き事にござります、兎角私の望みやめ、天下のためを思ひす  
 が、人臣の常にござりませう」と言葉を書し理を責めて諫めた  
 左近は家康の心中を見抜いてゐるから、今軍をしては損だとい  
 ふのでござります、三成これをきいて、いかにも道理だと思つ  
 たが、既に上杉家の直江山城守といふ衆傑とも誓ふてゐる、今  
 やめるのはどう考へてもできぬから、三成「左近の言葉、げに道  
 理であるが、大丈夫の士が、一旦思ひこんだる大望、中途にし

島

左

近

て空しく廢する事はできぬ、其方もわが心中を察して、共に力  
 をそへくれるやう」といつて、その場をたつたから、左近も力  
 及びませぬ、冷笑ひながら、「あゝ危ない、せいては却つ  
 て事を仕損ずる、我れ先に、三成が伏見より佐和山へ退く時、  
 今佐和山へ歸つては悪い、佐和山の軍兵、一戦を決するに不足  
 はないから、一千餘をとめて佐和山を守らせ、蒲生備中、舞兵  
 庫、高野越中と拙者、各々二千の兵を率ゐて、風上より伏見城  
 へ火をかけ、所々を焰どなし、攻かけたならば、家康防ぎかね  
 て引退くであらう、その所を追つめ、軍したなれば、いかで  
 か打渡すべき、万に一つも志しをとげなんだならば、その時は  
 深く御腹を召され候へ、空しく佐和山に退きたまふて、後悔し  
 たまふとも益はない、居ながらあたらしい外さんこと、口おし  
 うござる」と勧めたけれども、矢張り直江山城と誓ふた事があ  
 るからとて、我が謀計を用ひなかつた、どうも残念至極である



だが直江は上杉の軍師なかくの豪傑だから、ともあれこの後の成行を見るより仕方はない」と諦めて了つた……。

第二十七席

されど石田三成も一代の俊傑、才智絶倫の男でございませう、中々考ねてゐる、それより佐和山城中に引籠つて、計策を運らしました末、「只今の様子にては、中々上力において家康を害する事できぬ、よつて直江兼続が申した、如く計上事にしやう」と思案をして、會津へ書簡を送りました、その意味は、「前田利家逝去の後、徳川いよく後見の威に慕り、おして大阪の西の丸に住し、我意に任せて事を行ひ、天下を呑んとするの色顯はれてをる、依つてまだ時を得ない中に、豫ての如く相計り、幼君秀頼公へ忠を盡し、奸惡を除かんと欲するのである、されば

早くその地に於て、約束の如く計らはれたい、この方にも油断なく同志の聲語合ひ申すことにござる」といふ事を、委しく認め、直江山城守の方へ通達したのでございませう、さうして三成は一方、その身は佐和山にありながら、大阪の同志浮田秀家、増田長盛、長束正家、小西行長、その外のものへ、秘かに文通をして計事を廻らしたのでございませう、さて詳しい事は省きまして、愈々上杉景勝會津において旗をあげたから、會津征伐として家康は、時しも慶長四年六月十六日、大阪西の丸を出發し及びました、西の丸には佐野肥後守を留守居として殘した、そして供の面々には井伊兵部少輔直政、本多中務太輔忠勝、酒井左衛門尉忠次、榊原式部太輔康政の四天王を初め、譜代の郎黨等五百餘人、その日に伏見へついた、それから伏見をたつて大津に止宿しました、大津は京極宰相高次、家康を饗應した、その



島 左 近

翌日は大津を出發して、この夜は石部に止宿を定めました……  
 所が此方は石田三成、大阪にゆる増田長盛、長束正家の兩人か  
 ら、家康下向の由を佐和山城にしらせてくれましたから、時こ  
 そ來れと喜んで三成む、旨い、家康大阪を發足せば、われ  
 大阪に出で謀計を廻らさんければ相ならぬが、ともあれ家康を  
 道中にたいて討とる計策……まづ長束正家は江州水口の城主で  
 あるから、同所に奇計を構へ、こゝにて仕損じなば、桑名にて  
 討とらう」といふので、長束の方と、桑名なる氏家内膳の方へ  
 委しく密書を遣はし、謀計を示しました、長束正家において、  
 石田が手簡をみまして、心中に點頭き、家康まだ出馬なま前に  
 領分水口に少しく事ある由を申したて、江州水口に立歸つた、  
 さうして頻りに謀計の用意をしてをります所へ、六月二十日に  
 は家康には石部滞留の事をございますから、長束正家は石部  
 にで、きて、お見舞とあつて本陣に至り、家康に對面をした、

島 左 近

水口から石部までは三里十二町の處でございます、正家幼君のた  
 め天下のため、はるくの御勅御苦勞に存じ奉ります、拙者  
 この間歸國いたし、故障の儀も首尾よく治りましたゆへ、早速  
 上阪いたすべきの所、公の御出馬、今日當所お泊りの由承りま  
 して、お見送り勞々お暇乞に參上仕りました、それにつきまし  
 て明日は、拙者が領分御通行の義にござりますれば、明朝はお  
 名残にお膳を献じたたく存じます、依つて暫らく御入城下さいま  
 すれば、大悦に存じます、どのべた、家康は大いに喜んで、  
 家康「いや御芳志の段忝ひなうござる、いかにも御待遇に預るで  
 ござらうが、併し御心配は無用にいたされたい」とあつた、  
 正家心中密かに喜んで、正家「然らば是非ともお入りをまち奉りま  
 する」と約束をして、水口へ歸つてしまふた……さて佐和山  
 なる石田三成は、家康の發足をきいて、長束が計事如何あらん  
 かと案じてをつた所が、二十日の夕方に至つて島左近、三成に



島 左 近

語るやう左近御前、是非共家康を討とらんとならば、今宵拙者に  
 に五百の人数を授け給へ、只今より石部へ押よせて、瞬くまに  
 討とるでござりませう」といつた、この時に三成が、左近の言  
 葉を用ひておけば、家康を美事に討とつてしまへた思ひますが  
 三成「いや、粗忽の働きは無用である、徳川勢も五百餘人なれど  
 殊更一騎當千の郎黨多く、かつ万事に抜目ない家康である、こ  
 れを討ん事は心元ない、もし仕損じたなれば、事の破れと相な  
 るから……」といつて聞きいれない左近は重ねて左近「いや、尋  
 常の事にては叶ひますまいが、拙者馳向ふたならば、まづ石部  
 の宿を兩口塞ぎ、此方より民家に火をかけて、宿中をやきたて  
 るでございませう、さすれば徳川主従は籠中の鳥も同様、翼あ  
 りとも通るゝ事はできませんまい、郎黨士卒を焼殺さんに、何と  
 して家康を討滅す事ありませうや、天の興ふるをさらざれば、  
 却つて災害を蒙る時節到来いたしまする、早々人数を授け給ひ

島 左 近

まするやう」と勧めぬ三成「む……三成は思案にくれて決し  
 ない左近「何とござります、猶豫なされては相なりませぬ」と頻  
 りと勧めぬ、三成良策と思つたが、自分の謀計があるから、尙  
 も猶豫をして二の足をふんだ三成「其方の申す所利があるやうに  
 聞ゆるが、此方に思ふ如く、心やすくは行はれまい、もし仕損  
 じたなれば、後の妨げと相なる、いま剛氣を出すに及ぶまい、  
 長束、氏家等に奇謀を示し合せてあるから、兩人の中何れが仕  
 了すであらう、焼打の事は餘り烈しき手段にいたして利がない  
 この義は無用にいたせよ」といつて聞かれぬ、これをきいて  
 左近は「大いに氣を焦つた左近御前、今天の興ふる時をとらず、  
 徳川無事に東國へ着きましたなれば、虎に翼をそゆるも同様に  
 ござります、容易く動かすことはできませんまい、謀計は速かな  
 るをもつて良しといたします、長束、氏家等の謀計を頼みに思  
 めすとも、恐らくは仕損ずるでございませう、徳川の存亡は今



第二十八席

背の焼打にありまする、願はくば察し給はるやう」と急ぎたてた……。

かく急たてられたけれども、どうも三成従ふ氣がでなだ三成「其方必ずいふ事なかれ、長束、氏家がよし仕損するとも、家康を討んことは近い中にある、豫て直江山城に示しおはせ。家康を中に取こんでうつといふ計略のあるなれば、今更のみ心を勞するに及ばぬ」と用ひやうとはせぬ、左近は尙も謀めて左近「みわもせぬ謀計より、眼前討とる手段がありながら、その圖を外し給ふは、お誤りでございませう、家康今宵小勢にて旅宿ある所を討とるのは、二葉を刈るも全様にござります、東國へ下着しては、斧をもつても伐り難うござります、今拙者が謀めに

従ひたまはずば、後悔をかむとも及びますまい」と切に諫めた、けれど三成は、心迷ふて決しなだ三成「其方、まづ休息いたせい、われよく思案するであらう」といひおいて、我が部屋へ立戻つた、左近も詮方ない、空を仰いで歎息をした左近「あゝ、どうも残念、わが言葉を用ひざる斯る愚智の人になせ仕へたのであらう、日頃の恩をすつるに忍びず、主従の關係を結んだがこの人の爲に討死するは、わが生涯の誤り、わが明のたらざる所である、あゝ天命如何とも仕様がなだ」と溜息をついたが、左近にとつては、實に残念な事であつたに違ひない……、所で此方は三成、寢所にいりました、寢もやらぬ、つくつく左近の言葉を考へてみると、賊に良策である「ひ、焼打、籠の鳥いかにもよい計略ぢや、もつと早ければよかつたが、ともあれ左近を招いてみやう」と漸々心に悟つた、そこで急ぎ左近を招きました、三成「左近、左近ハ、三成「我れよく工夫するに、其方



島 左 近

の謀計尤もである、一千の兵を授くるから、急ぎ石部に至つて  
 家康を焼うちいたせ」これをきいて左近はカラ／＼とうち笑ふ  
 た左近最早遅刻してをります、それ故最前お勤め申したので  
 ござります、今からいかに急ぐとも寅の刻ならでは、石部に到  
 る事はできません、その節は家康も、はや出立の用意をいたす  
 でございませうから、此方の謀計用ひ難ふござります、所詮無  
 益の義にござりますれば、心よくお止まりあつて、長束、氏家  
 が左右をおき、ありまするやう三成「いや、われ愚かに致して、  
 期を延すと雖も、實に上策であるから、行はぬも残念である、  
 なるかならざるかは格別、勢を厭はず焼うちしてくれ左近それ  
 では最早遅しと思ひまするが、或ひは利をうるかも相解りませ  
 ぬ、とも角参るでござりませう三成「む、急げい左近承りまし  
 た」といふので屈強の兵一千を選み、即時に用意をいたし、し  
 たが、士卒皆々橋をとつて、もみにもんで押いだした……此方

島 左 近

は徳川家康、石部に着ると、同勢皆々宿を割つけて、休息を  
 した、その時四天王の一人井伊直政は、主君この度の下向は、  
 大切の道中なりといふので、晝夜怠りなく、万事氣をつけてを  
 りましたか、今宵はお伽方々家康の前に伺候し、巳に夜半に至  
 つてお暇を賜はり、旅宿へ歸つてきた、それから休息しやうと  
 する處へ、當所の代官多羅尾四郎左衛門がで、きた四郎「秘かに  
 申しあげたさ儀ござりますれば、御對面下さいまするやう」と  
 案内をこよ、これを聞いて直政、「夜中といひ、宿元に來つて内  
 意をつげんとは、心元ない」といふので、早速呼よせて對面を  
 した、多羅尾四郎左衛門は小聲になつて四郎「拙者は身輕きもの  
 にござりまするが、内府この度東國を下向につき、下々の噂に  
 君に仇せんとするものこれある由承りました、それ故私一人  
 京都より伊勢路の間、宿々の様子を窺ひました處、水口城中に  
 怪しき用意これあり、心許なく存じてをりました折柄、明朝は



彼處へいらせ給ふ由承はりました、斯様の時こそ粉骨を盡し申  
 さんと、宵より只一人水口にまいり、密かに城中を窺ひました  
 處、響應いたす義ならば、料理などの拵へあるべきに、さばな  
 くして大工日雇のもの共彼是奔走し、御膳掛りの用意とては、  
 聊かも見なませぬ、拙者愚智の疑ひかは存じませぬが、かれこ  
 れ心得難く存じますれば、せめて御用心のためつけ奉らんと推  
 参仕りましてございます」とのべた、家康といふ人は運の強い  
 人で、始終かういふ忠義者のために、危い所を避けてゐる、こ  
 れをきいて直政は大いに驚いた、直政「む、實にさもあるべき事  
 である、大切の御道中心許なく存する所、明朝長束が城中へい  
 らせたまはん事は、心よくなかつた、然るに御邊が只今の注進  
 胸に當つて覺ゆる事がある、輕き身にて重き忠を盡さんとの志  
 成するに餘りがある、後日必ず恩賞があらう」と厚く稱美して  
 直政「この上は何卒今宵中に御出立の工夫をするであらう、まづ

何事も隠密にせられたい」といふので、多羅尾を歸しましたが  
 この多羅尾四郎左衛門は、後に千五百石を賜はつて、伊勢、近  
 江、河内等數ヶ所の代官となつた相でございます、さてこの注  
 進があつた爲に、直政は家康公に、靈夢にかこつけて、火急出  
 發を言上した、それゆへ俄かに勢揃ひをして同勢五百餘人、子  
 の半刻に石部の宿を出立いたしましたのでござります……。

第二十九席

さて石田の軍師島左近は、奇謀をもつて三成に勸めたなれど  
 も、三成は猶豫いたして決せず、漸く悟つて左近に命じた時は  
 はや子の刻でございます、據るなく島左近は、松田十太夫、河瀬  
 左馬助を初め、一千餘人の兵をひいて佐和山城を發し、石部ま  
 で十四里の道を二時計にかけつけんと、船にて湖水を横きりま



島 左 近

して、石部の宿についた時は、はや丑の刻すぐる頃でございま  
 す、左近は大いに喜び、左近「さて、早くもついたるものかな、  
 これは必定大利をうるに相違ない」といひつゝ、これより松田  
 河瀬の兩人は、この小道を廻つて石部の東口にいで、合圍次第  
 に火をかけよ」と申し合せて、左近併しとも角宿の様子を窺ひみ  
 ん」といふので、士卒兩人を斥候に遣はした、頓て斥候の者がは  
 せ歸り、斥候申しあげます、宿中には旅人も見ませぬ、甚だ  
 静かにございます、中々どうも徳川どのなぞはお泊りの様子は  
 ございませぬ、これをきいて左近は左近「うむ、家康は尋常の人  
 ではない物静かなるは、號令宜しき故である、今宵石部の泊りな  
 る事は相違ない所、なんぞ今時分石部を出立いたす事があらう  
 や、去ながらいよ、伺ひみるであらう」と思案をいたし、左  
 近は自ら石部の宿に至つて見ますれば、士卒の申せしに違はず  
 家康は止宿の体にてございませぬから、心中大いに疑ふて宿中を

島 左 近

馳せ廻り、本陣にきて餘所ながち徳川の様子をきいてみますれ  
 ば、いかにも當宿にお泊りでございしましたが、夜中すぎる頃  
 夢の告げやらんとて、俄に當處を出立ありました、定めて今頃  
 は四五里をゆき給ふたでございませう」ときいて左近は大いに  
 驚き、ハッシと大地をふみ、左近「チエイ残念なり、われ宵に  
 勧めた時、早速命じたままふたれば逃す事ではなかつたに、時移  
 つたにより取逃したは残念至極……」と拳を握り牙をかみ、腹  
 をたてよみたなれども致し方がない、左近「石田殿の怠りをもつて  
 鬼神もしらざる今宵の計略、これを逃れて夜中に當處を退去せ  
 しは尋常事ではない、さても運のよい人かな……」と感嘆をし  
 たが、千有餘人の兵卒は「えい、無益の骨折いたせしか詰らぬ事  
 ぢや」と咳き罵つて佐和山城へ歸つてしまひました……さて此  
 方は徳川家康、夜中石部を出立いたし、道を急いで水口より城  
 下を素通り、ドンクククと飛ぶが如くに、鈴鹿の難所を



島 左 近

通りこしました、こゝで使者を水口に遣はされた、今朝貴處  
 においで御覽應に預るべき約束の所、夜前江戸表より急事申し  
 來り、片時も早く下向急ぎ候ゆへ、夜中石部を發足いたす、今  
 朝の事は残念至極でござれどもせひに及ばぬ、御芳志の段は大  
 悦びに存する」と感敷に禮謝に及ばれ、長光の太刀一振を賜はり  
 ました、これがために長東正家は、三成と謀った計略はガラリ  
 と水の泡と相なつた、さて家康はいよゝ道之急いで、その日  
 勢州四日市まできました、こゝに止宿してをる所へ、石田方な  
 る桑名の城主氏家内膳正が尋ねてまいり内膳明日は桑名へお渡  
 りの船を用意仕りおきました、御休息方々御入城下されたい  
 と申し入れた、家康はこれに答へて家康渡船の事千萬辱けなう  
 と存する、殊にお茶を賜はらんとなれば、旅中の響を散すため  
 辭退なく参向申すでござらう」と機嫌よく返答をしたから、氏  
 家は心中大いに喜び氏家「ればたまちをしてをります」とそ

島 左 近 五六一

のまゝ桑名へ立歸り用意をしてをつた、處がこれも四天王の者  
 が相談の上「江州、勢州の間は御油断はなりませぬ、殊に氏家  
 が心底は計り難いから、四日市より直に三州へこされる方が宜  
 らう」とあつて、翌日は早々四日市より船にて三州へ急ぎまし  
 た、桑名へは使者をもつて、これが爲に氏家内膳正の船中に  
 奇計を設けまつてをりし事も、やはり水の泡となつて了ひまし  
 た、家康は三州の西尾へついた、同所の城主は後に石田三成を  
 捕へたる田中兵部少輔吉政でございます、これから先は皆徳川  
 方の者計りで、七月の朔日に、相摸の小田原につき、それより  
 七月二十一日には江戸城を發足いたして野州の小山驛につき、  
 上杉征伐となるのでございます、これはお預りとしてたき  
 まして、此方石田三成は、島左近の言葉を用ひませなんだため  
 に、長東氏家の計略も水の泡、家康をして無事に江戸へ通させ  
 てしまつから、「モウこの上は上杉家と計略を合せて、豫ての



島 左 近

如く挾討にいたさんければ相ならん」と秀頼公の奉書をもつて天下の大名を集めました、さてこの間に伏見城の合戦やら、徳川方のお話をごさいまするが、これは省いておきまして、いよ

川方のお話を合戦場と定め、石田三成は、大阪城の毛利、浮田

な予と示し合せて江州佐和山城に立歸つた、この上味方にいた

織田信長の嫡孫にございませぬ、別して諸人の尊敬も淺からず、

故太閤殿下にも別して鄭重にいたされましたから、岐阜領分の

者はいふに及ばず、濃州一國の者を秀信の旗下となし、下知に

従ふべきよし命せられました、それゆへ秀信は一國の太守も同

然で中納言に任せられ、中々威勢が盛んでございます、家康も

會津征伐に向ふ途中「秀信公にも、後より御出馬いたされたい

と申された位で、秀信公には徳川方につく考へで、七月の初旬

には殿足いたさうと思ふてをつた、處が出陣の用意に暇取りま

して、その時日が延引いたしてをりました、さてこれより岐阜

城中評定の一節……。

第三十席

島 左 近

さて石田三成は、「美濃表の事を自由にするにはこの人を味方に

つけんければ相ならん」といふので、郎黨の河瀬左馬助を使者

として岐阜城に遣はしました、左馬助は岐阜城へまいり左馬

の度天下のため大老奉行合體なし、徳川家を亡す企にござい

ます、よつて黄門には大阪方と合體いたし、幼君を助け給ふ

浮田中納言殿、備前中納言殿より拙者に命せられたのでござい

ます、尤も毛利家増田右金吾の兩人は、秀頼公の守護として大

阪に残り、浮田黄門並に毛利家の名代宰相秀元を初め、長束、

大谷等は西國北國の軍勢を引つれて、近日の内美濃、尾張へ出



島 左 近

張して、東國の軍勢を取控ぐべきやう相定まつてをります、秀  
 信公にもこの御用意なし下されまするやう』と申しられました、  
 秀信公はこれをきかれ、とも角使者を定めおいて、家老の木造  
 左衛門、百々越前、これは織田家の豪傑でございませ、その他重  
 だつたる者を召よせ、『大阪方につくものか、徳川方につくもの  
 か、この義いかにすればよからう』と評定に及んだ、この時木  
 造左衛門は進みいでまして左衛門お言葉にございませ、まづこの  
 度は作法の御返答あつて然るべきかと存じます』と申しあげ  
 た、秀信公はこれをきかれ、なんの事か分りませぬから、秀信左  
 衛門作法の返答とはいかなる事であるか、左衛門様にごさいます  
 る、石田殿より申しこされましたる趣き、道理に思はれると  
 も、これは輕々しく御同心に相なりませぬ、その譯は君は正し  
 ら、信長公の御嫡孫、天下をも繼せたまふべきお身にございませ  
 然るに、太閤無道の御計らひにて、外様大名の如くおかれし上は

島 左 近

秀頼公に對して報謝し給ふべき恩慮はございませぬ、所が徳川  
 どのには、御祖父信長公と御縁者たりし由縁をわすれず、一年  
 御伯父信雄卿のお味方あつて、太閤と合戦ありましたも、偏に  
 當家興立のためにごさります、その上太閤御在世の砌、君に  
 は御若年でありましたゆへ、お身持宜しからすなど、諷言いた  
 した輩もありましたに、お答めもなく相濟みました、太閤の御前を執  
 成ありましたに、お答めもなく相濟みました、太閤の御前を執  
 どのに敵對するは、信義ある業にごさります、依て使者へは、  
 追て此方より御返答申す、作法のごとく御會釋ありまして、  
 使者を返され、跡にてよく御評定あつて然るべく存じます  
 ら、このべたから、秀信成程、然らば其方の言葉に従をう』とあ  
 つて、河瀬左馬助に、右の趣き返答してかへされませ、左馬  
 助は早々佐和山城に立歸つて、左馬織田どのには、追て此方より  
 返答いたすべし、と申されましてござります』と三成につげた



島 左 近

から、三成は甚だ不興の体、三成ハテな、此方より返答いたすべしとは何事、不承知であるのかしら、かの人にては異議あるまいと思ふに、心外なる返答である、返すくも心許ない  
 思案の折柄、島左近進みいで、左近岐阜黄門若年なれば、なか  
 そんな御思慮ござりませぬ、されど木造左衛門、百々越前など  
 織田相傳の老臣等ござりますれば、主人を勸めて、後にて返答  
 なさんため、此方より返答すべしと申したのでござりませう  
 と推測した三成ハ、むいかにも、我もそう思ふ、左近御前、岐阜黄  
 門徳川に味方あらば、濃州一ヶ國の輩、皆々徳川に従ふでござ  
 りませう、三成左様、左近然らば早く再使をお遣はしになり、評定  
 一決せざる中に、利害をといて味方となさるゝ方、然るべく存  
 じまする三成ハ、其方が申す處尤もである、がさてだれがこ  
 の使者を勤めやう、尋常の輩にては事なるまい、左近、其方勞  
 を辭せずして岐阜へ赴き、秀信へ理を説示して味方になしくる

島 左 近

、やう左近ハ、委細承りました、實にこの役目は大役だ、島  
 左近でなくば勤まりませぬ、早速岐阜へと赴きました、この時  
 黄門秀信には、百々、木造らを初めとして、譜代の老臣をあつ  
 め、評定の真最中でござりました、所へ島左近入來して、黄門  
 へ謁したき由案内を乞ひましたから、秀信には早速席に招いて  
 對面ありました、時候の挨拶をのべたる後、島左近、左近先に河瀬  
 左馬助をもつて申し進めました義は、如何御思案なされました  
 るや」と切だした秀信ハ、その儀は未だ評議に及ばぬ、熟議  
 の上返答いたす考へ……左近ハ、それゆへに拙者再び忝上仕  
 りましてござります、御熟議とはいかなる事にござりまするや  
 凡そ評定といふは、決し難きを衆人に決して思案を定むる事を  
 申します、今三成より申し進めました義は、天下のためにご  
 ざりまして、更に御評議に及ばざる義にござりまする、但し公  
 儀へ對して御別心ありての事にござりまするや、さなきにおい



ては御思案を廻らし給ふ事ござりますまい。もし又別に御所存  
 ござりますれば、拙者に仰せきけられたう存じます。と拔差  
 ならぬ辨舌に、秀信暫し思案をした秀信別心とては更にな  
 なれども初めてきいたる大義の催しであれば、いそがはしく承  
 知もなり難い、老臣共の意趣をきかたぬに、評定に及ぶ所  
 ある「これをきいて左近は得たり賢しと、木造左衛門、百々越前  
 に向ひ左近あいや、各々方は御當家の老職、黄門どの、御後見  
 同然の人々でござれば、定めて御思案もござらう、左近承はり  
 たら存する」と録をひけ、左近が木造、百々と問答の一節……。

第三十一席

そこで木造左衛門進みいで左衛門主人輕々しく返答申されぬ事は  
 これ又天下のお爲を存する故にござる、この度徳川家を御追討

あらんと企てなる由、これ等閑の事にござらぬ。家康公天下  
 の後見として、秀頼公を補佐し給ふことは、太閤の御遺言に  
 ざらぬや、然らば幼君御成人までは、四海の政事、内府公の  
 計ひに任せらるべき筈にござる、愚見をもつて思ふに、徳川を  
 のよく仁政を施し、幼君を補佐し給へば、諸侯方太閤同様に尊  
 敬あるべき處に、却つて徳川どのを滅さんと企てらるゝは、亂  
 を好む所存ではござらぬか、上杉中納言どのには、幼君の御代  
 始めに出勤もなく、剩へ私に城普請をなし、兩度の召に登城な  
 きは、實に逆心なるものにござる、されば内府公これを追討せ  
 んがために、東國へ下向ありし上は、歸陣まで諸奉行方、世  
 靜謐のお計ひあるべき事なるに、さばなくして内府誅伐を企て  
 諸侯を語ふて、頻りに騒動せらるゝは、天下のためとは思はれ  
 ませぬ、その上秀頼公の御下知なりと披露あれども、何の御幼  
 年の若君に御思慮ござらうや、他よりみる時は、偏に幼君の御



近 左 島

代を輕んじ、みだりに事を發したまふ我意の振舞と存するので  
 ござる、秀信若年たりとも、天下の安全を思ふが故に、輕々し  
 く返答申さぬのでござる、左近の、拙者が直言谷める事な  
 れ、このべたてた、木造のいふ所をきいてみると、いかにも道  
 理だ、當時天下の大小名は、徳川家康には皆欺されてゐた、豊  
 臣家恩願の人々でも、家康は温厚篤實の人であるから、太閤の  
 遺言を守ると違ひない、これに敵對するのは、敵對するものが  
 悪いと思ふてゐたものが多かつた、所が家康の外面如菩薩、内  
 心如夜叉なる事を看破したのが、三成だの直江山城守、その外  
 三成の相談に預かつた人々である、三成の眼は鋭い、とくから  
 家康の心中を見ぬいてをつたへに、この度の軍を起さうとい  
 ふので、豊臣家の大忠臣でござります、所が家康の菩薩面に皆  
 が、だまされて、豊臣家の大忠臣でござります、家康の方へ味方した  
 が、關ヶ原の戦争がすむとどうだ、まもなく難波戦記となつて

近 左 島

大阪を潰してしまふた、そして豊臣家の大名中で、殊に秀吉公  
 の子の如く育てられた加藤を潰してしまふ、福島を潰して了ふ  
 さん、な目に遇されて、始めて家康に欺された事が解つた、固  
 より島左近も三成と同じく、家康の心中を見ぬいてゐるから、固  
 三成と共に豊臣家に盡さうといふのでござります、何れも皆家  
 康に欺されてゐる當時でござります、前にも申しました如く、  
 木造左衛門のやうに理の當然のべたてられた時には、尋常の  
 人なれば口を開く事ができませぬが、島左近は智辨共に勝れた  
 る、あくまで徳川の非を見ぬいてをる人でござりますから、少  
 しも屈しない、カラ、と嘲笑つて左近あいや左衛門殿、貴殿  
 は黄門の家を預かり指圖をいたさる、身なれば、その家を守り  
 危きを除かんの了簡、誠に一家を守る器にして忠臣に似たれど  
 も、天下の器には甚だ小さうござる、内府は幼君の後見ゆへ、



島 左 近

尊敬せよとの事でござりまするが、これは誠に目前の理をのみ  
 申さるゝ所、太閤の遺命を守り政道に私なくば、たれかこれを  
 憎む者がござらうや、罪あればこそ諸侯太夫一同してこれを征  
 伐しやうといふのでござります、既にさる七月三成を初め二十  
 四人の遊署をもつて七ヶ條の罪をならし、内府に詰腹切らせん  
 と、家康に迫りたる箇條を存じござるや、第一家康は私の計ひ  
 をもつて狼狽に知りたる増加せしむる事、第二には太閤御在世の砌  
 大老職五人と定め五老と稱し來りたるが、徳川後見たるをもつ  
 て自らこれを除き、四老と稱せしめたる事、第三には幼君後見  
 を申したて、自ら西の丸に住し自ら尊大を好む事、第四には幼  
 君を輕んじ、毎日の拜謁これなき事、第五に御城下に空地ある  
 により、宜しく居所を建つべきの所、この義はなくて西の丸に  
 居住する心底不審、第六に自ら出入を敬せしめ、偏に主君の威  
 を示す事、その外西の丸に陪臣を出入させる事、他人を制して

島 左 近

西の丸へいれざる事、城門の往來に定法の下乗なき事、古法を  
 除きわが新法を用ひる事、決斷依估最負の沙汰ある事、千疊敷  
 において遊宴の事、利家没後われ一人後見たるをもつて、伏見  
 において我がまゝをのべんと計る事、また權威につのり諸士役人  
 へ無禮の事、太閤の遺命に背いて幼君を守護せざる事、最後に  
 賞罰親疎の差別ある事、以上の箇條をもつてみるに一つも徳川  
 に正しき所はござらん、よつてこの度輝元、秀家を初め諸役人  
 は申すに及ばず、關西の大小名參集いたし、皆この義に同意、  
 早く誅伐せんことを欲したのでござる、左衛門殿、もし一兩人  
 の嫉妬の偏執より起つたなれば、なんぞ数多の大小名がかく一  
 致する事がござらうや、天下のため、幼君のため、忠義をおも  
 へばこそ、心身を抛つて同意いたしたのでござる、また幼君に  
 御思慮ましますと、批判、これまた拙なき了簡にござる、君  
 家のため忠誠を盡すは臣下の常にはござらんか、秀頼公御幼年



にいたしてお辨へござらんにより、大老諸役人等一統してのち  
 の愛を除去、幼君のお爲を計らんといたすのでござる、これ臣  
 下の職分と申すもの、内府政道に私なく、罪なきに、たれども  
 既に以前の十七ヶ條あり、大謀は忠に似たりと申すことござ  
 る前漢の王莽は丞相の職をさり、身を屈し仁を施したるゆへ、  
 諸侯その大謀に陥いつて天下を奪はれ、光武皇帝その王族をう  
 つて漢家を再興あつたは、劉氏の族多かつたゆへでござる、然  
 るに太閤には御氏族少なく、今秀頼公御幼年なるに、もし王賊  
 か禍ひござれば、たれか光武の志をつぐ人がござるや、豊臣の  
 血脈長く断絶して、天下を奪はるゝ事に相なる、王莽丞相たり  
 し時、諸侯の中に誠忠の人あつて、かの職を除いたなれば、漢  
 家にかゝる亂亡はござるまい、前車の覆るは後車の誠とある、  
 その戒めをおもふて、輝元、秀家の忠臣が幼君の仇を除かんと  
 計つたのでござる、それゆへ誠忠の人は喜んでこれに與みして

をる、左衛門殿、秀信公には取わけ外ならぬ御由縁ましませば  
 御猶豫あるべき筈はないに、御返答遅延いたすはこれ長臣の面  
 々、由なき諫言をいたさるゝと相見えたり、これ何の理由に  
 ござりまするや』と立板に水を流す如く、送慮會釋もなくのべま  
 かつた、これには木造左衛門もグツとつまつて返答はでませ  
 ぬ……。

第三十二席

そこで百々越前が代つて越前あいや左近殿、貴殿のた言葉道理  
 なきにござらぬ、併しこの方の主人は天下の客分として、万事  
 の事に拘らざるお定めにとござる、他人と思ひく一應の催促に従  
 ふべき間にはござらん、それとも主君を主君とおもひ、頼み給  
 ふといふお心があるなれば、疾より御内意もあるべき筈なるに



島 左 近

斯る大事を企てながら、今に及んで仰せこさるゝとは、主君秀  
 信若年なるをもつて輕んせられたる御所業ではござらんか、な  
 はまた諸役人中誠忠によつて仇を除かるゝな予、猥りに身勝手  
 申さるゝが、左程天下のため、君のため忠を思は、かく大亂  
 に及ばずとも、内府公大阪にありし時、密に誅伐を加ふる手段  
 もござらうに、人民の難義を顧みず、四國九州の面々までよび  
 上し、太閤三回忌の佛事作善もなく、修羅の鬭争を企てたまふ  
 とは、誠忠の所業とはおもはれず、言語同断の相違があれば、  
 秀信において、危忽に合体いたさんのでござる」と返答をし  
 た、聞きもあわす島左近は、大口ゆいて笑つた左近さて、各  
 々に小賢しき理屈をのべて天下に對し妨げいたさるゝものか  
 な、申さるゝまでもなく、太閤三回忌の御忌なるがゆへに、豊臣  
 家の仇を誅して天下を安んじ、尊皇の心を安からしむる  
 これにましたる作善もござらぬ、また内府大阪にある内、密か

島 左 近 一八一

に誅伐を加へざるを不審せられる段は、一向思慮なきことご  
 ざる、内府官職共に高く、幼君の後見をいたし、而も城中西の  
 九に居住し、常に用心怠る事ござらぬ、よつてこれを打たん事  
 は却つて六かしく、多勢心を合さんとすれば、壁に耳ある世の  
 警、事のもしん事をおもひ、もしまた一兩人の力をもつて誅せ  
 んと計り、万一事ならなんだ時は、忠心却つて亂を起す賊とな  
 り、その時こそ嫉妬偏執の企てなりと悪名を得て、内府のため  
 に害せらるゝでござる、それゆへ思案を廻らして謀計を構へ、  
 上杉謀叛と稱し、内府を引だし、天下の諸侯にその罪をならし  
 明かに誅伐する時は仕損する事もござるまい、また諸將一同の  
 忠義ともなる、もしこれを内分にて殺害いたせば、假令仕果せ  
 たりとも、事の心を辨へぬ輩は恐怖の心を懐いて別心もあらん  
 事を考へ、かれこれを思ひ廻らし、遂にこの度の企圖に及んだ  
 のでござる、次に秀信公を輕んじて、早々つげざりしは、輕し



れ太閤の武徳のよつていござる。されども信長の恩義を忘れた  
まはす。秀信公を御養育まし、當城の主となし給ふた、そ  
の上國中の士を御旗下に命せられ、御若年なれども中納言に昇  
進なさしめたまふた、これ秀信公のお父君の御恩にも勝るで  
ござらう、然らばその好みを思しめし、いつまでも秀頼公へ御懇  
志を通じ給ひますれば、實に賢徳の御名末代に残るでござら  
う、然るにその恩義をも願ひたまはず、幼君の仇たる家康に從ひた  
まはし、不義不忠の汚名をうけるであらう、いかほど徳川に心  
をよせ給ふとも、所詮家康の上になつことは叶ひますまい、軍  
事に限らず現在の成敗は、かれをしり已れをしつて信義を躰と  
し、事を計れば即ち賢者の名譽にならう、この義を御思慮あつ  
て珠玉を埋むることさばやめ給はるやう、各々如何でござるな  
ら、相も羨らす辨舌水の流るゝごとく、義理明白のべましたか  
ら、流石の百々、木造も返答すべき言葉はなく口をどちてしま

め奉つるとのお言葉、左近更にその意をわませぬ、當家は勿論  
諸國の大小名にも、申し聞せしはついでこの頃の事にござる、就  
中秀信公の如きは、何時申し通ずるとも違背し給ふお方にあら  
ずとの心底にて、只今に至つたもしてござる、所詮論は無益、  
各々事を左右によせて辭し申さるゝは、黄門を勧め申し、内府  
へ組せんどの事にござらう、愚案をもつて計るに、秀信公には  
信長公の御嫡孫なるゆへ、秀頼公のお下知に從ひたまはん事、  
本意なく思召さるゝと相みえました、然らば速かに大義を企て  
大將となつて、天下の主將とも仰ぎ奉つる計議をもいたさるべ  
き事でござるに、さはなくて、恩義ある豊臣家に背き、徳川に  
從つて肥馬の塵を取給はん事、耻に恥を重ね、不義の名を後代  
に残したまはん御所存にござらう、太閤天下の主將となりたま  
ひし事は、天命の然らしむる處、されば四海の武士その徳に歸  
伏し、百有餘年の戦亂鎮まり、大平の御代となつた事は、皆こ



島 左 近

つた、左近は重ねて左近あいや、各々御返答はいかに……」といはれて岐阜中納言秀信は、先刻より左近の言葉をきいてをられたが、一々道理とおもはれましたから、氣を勵まして左近に向ひ秀信のいや左近、汝じが申す所道理至極である、われ固より幼君に對して疎意あるではない、就ては今日只今より東國へ下向をといまり、輝元、秀家に同意をいたして、幼君補佐の功勞を勵むであらう」この一言に島左近は左近ハ、然らば黄門殿には三成方へ……秀信「うむ、大丈夫の一言變する事はな  
い、その方たち歸つて三成にわが所存を申しませよ左近ハ、御道理のお言葉、併し大切の義にごされば、よく」お心を固められ、御同意の旨御自筆の書を大老奉行に遣はされまするやう、何れも皆安堵仕りますることにござりまする、かくお計らひ下されば、使者の拙者まで面目これにござりまする、拙者は暫く休息を仕りますれば、ゆるくと御返書をお認め下さいます

島 左 近

するやう秀信「うむ成程、われ今の一言相違なしと雖も、その力が使者念のためとあれば、いかにも返書を渡すであらう、客間にはいつて休息いたせ左近ハ、畏まりました、御免下され」それから左近は近習に案内をせられて客間にはいつた、すると秀信公は近習に命じて、茶、菓子な子をだしている、響應しになりました、左近は心中に一計がありすから、給仕をしてをりまする小性を招いて左近あ、それなるお小性、小性「ハイ、何か御用でござりまするか左近田中一徳齋殿は無事であるかな、小性「ハイ、御無事にござりまする左近然らば少し對面いたしました、これへお招き下されたく……小性「畏りました」と小性は出ていつた、暫くすると田中一徳齋が出てまいりました、左近は心易い問柄でござります、互に疎意の挨拶をばすませ、その後左近が左近時に一徳齋殿、秀信公は既にお心決せられ、幼君を助けたまはんといふたが、まだ百々、木造等が歸伏の色見え



せぬ、ついでには其許斯様々々に勸め下されたれば、かの二人  
 せひなく、御主人へ同意するでござらう、然れば公儀より其  
 許の働きを賞したまふ事輕からず、拙者もまた其許の忠義を推  
 舉致すでござらう、何分宜しくお計らひを願ひたい、これをき  
 いて一徳齋は喜び一徳いかに承知仕りました、宜しくお計ら  
 ひ申しませう、暫時たまらうけを願ひたい左近どうか宜しく  
 一徳委細心得ました」と一徳齋はそのまゝ奥へはいりました  
 いよく、岐阜中納言上方一味の一件にございます……。

第三十三席

さて一徳齋は、御殿にで、見ますると、百々越前、木造左衛門  
 の二人が、秀信公に對して諫めてをります、兩人のいや御前、左  
 近が申す所一理ないではございませぬ、けれどもこれ恐らくは

不義の企圖と存じます、かれが辨舌に迷ふて、上方に一味な  
 さらぬ方宜しうございます、御返書を遣はされぬ前に、今一應  
 の御賢慮を廻らしたまはります、秀信うむ、左衛門なり越前の諫を用ひな  
 はこれをお聞きになり秀信うむ、左近が申す如く、われ幼少  
 いではなすが、よくきけ、いかに左近が申す如く、われ幼少  
 より父祖に離れて孤子となり、信孝、信雄といふ伯父あるが、  
 我れを思ひくれず、面々自立心あるより、或は自害し、或は熱  
 居の身と相なり、吾れは外に助くる者もない、所を太閤がわれ  
 を養育致して當城の主となし、東西も辨へぬ我が身をかくまで  
 成長なしたる事、偏に祖父總見院殿、諸國を静めたまふとはい  
 へ、漸う日本半國にて四海一統といふのではない、我れは幼少  
 より太閤の恩恵に預りて人となつた、尤も天下は天下の天下に  
 して、一人の天下でないとはいふも、太閤六十餘州を切り静め  
 て、太平の功をたてられし上は、これ即ち豊臣の天下である、



島 左 近

吾れ信孝の嫡孫といへど、なんぞ猥に天下を望まふや、天下に望みない上は、太閤がわれを撫育ありし報恩に、幼君に忠を盡さんこそこれ人倫の誠ではないか、徳川に従ふて家名を榮わ、幼君に従ふて家名を絶するとも、信義に耻する事はない、信長、信忠の聖靈いかで咎めたまうや、他人は今度徳川を亡し恩賞に預からんと思ふかなれども、吾れはたい報恩のためであるから賞祿の望みはない、例へ一命は失ふとも、また後悔する事ない程に、兩人我が心は既に決したぞや、その方等諫言をやめて、たい謀略の得失を論せよかし、年はまだゆきませぬがいふ所は確でございませぬ、二人は重て諫むべき言葉もなく、不快の氣色にてありませぬ、所へ進みいでましたは高橋一徳齋一徳あいや左衛門殿、越前殿、君のお心は決せられました、この上お謀め申しますることもお用ひはありませぬまた仰せらるゝ所御道理の次第、この義は大切の事ゆへ、前田徳善院にも一應尋ね、その

島 左 近

後評議を決せられては如何でござる、玄以法印は當家の後見にて君を守り育てた人でござれば、當家のおために悪き事は申されませぬ、各々方は早く京都にまいり、かの人の指圖に任しては如何でござる、島左近の謀計によつて、高橋一徳齋がかく勸めました、木造、百々の兩人はこれをきいて二人一徳齋どのいかにまその義宜しうござる……あいや我が君、これまで万事法印の指圖に任せたまふた事にござれば、この度の事は別してお家の安危に掛はる一大事、一應前田に談じ御思案を決しられまするやう、吾れ等二人は晝夜を急いで京都にまいりまして、徳善院の御内意を承はり歸ることにございます、御返事の義はそれまでお控へ下されませぬやう、といつたから秀信公はこれをきいたまひ秀信イヤ兩人、われ一旦上方に同意の旨を申し、今さら異變する事は相成らん、殊に玄以は蟄居の身ではないか世の勤めに拘らねばなんぞ事の賞否をしらうや、だめだから止



島 左 近

せい 兩人「イヤ左様にございませぬ、例へば蟄居のお身にございませうとも、當家の後見にござれば、是非共この事の意見を伺はんければなりませぬ」と二人が頻りに勧めましたから、秀信公もこれに争ふ力はございませぬ秀信「うむ、然らば速かに上京して相尋ねる事にいたせよ」とお言葉が下りました、兩人はハッとして喜び、客間にはいつて左近に對面いたし兩人「左近どの、主人と合体の旨を申しましたが、當家の後見前田徳善院に一應つけし後、その上にて御返事申すことに仕りました、御迷惑ながら一両日お控へ下されませぬやう」左近はこれをきいて得たり賢しと思つたが、その色は見せず左近「イヤ、御入念の段御道理至極にござる、玄以法印とても幼君のおためなれば、よもや止めはいたさるまいが、尋ねたまふ事は御勝手次第でござる」といひましたから、兩人は喜んで早速京都へはせ上りました、その後高橋一徳齋、入江左近、伊達平左衛門といふやうな連中、皆

島 左 近

秀信公の寵臣でございます、それが言葉を揃へて一同御前、君の御賢慮は信義に叶ひをりますれば、再應の御思案には及びませぬ、百々、木造二人御賢慮を悟らすして、京都へはせ上つた事は柔弱の所業にございます、君がお心決しました上は、大丈夫の志をしらしめ、早々御返事送りたまふが然るべくかと存じまする」勧めましたから秀信公は、固より一味の心であり、そこへ今また寵臣が言葉をつくしましたものでございませぬから、いよ／＼心を決して秀信「いよにや及ぶ、それでは早々返書を認めるであらう」と早速合併の書状を認め、これを佐和山へもたせ送られました、所がこの使者がまだ佐和山に至らぬ先に、三成より書簡を送つてきた、その書簡を開いて見ると「今般幼君へ合併あるべき旨、左近より承り感悦至極に存じまする、大阪にてもあるこそ御満足にござりませう、それにつき密に御相談を申しあげたき儀がございますれば、何卒御來御下されたう存じ